

第2次川口市環境基本計画

平成23年3月

川口市



はじめに



本市は、大消費地東京に隣接し、「鑄物のまち」、「植木の里」として栄え、多様な形態の関連産業が集積しています。一方、緑化産業を育む台地とこれに沿って残る斜面林、見沼田圃^{たんぼ}などの緑地空間に加え、荒川、芝川、見沼代用水などから構成される水辺空間など、首都圏に残る貴重な水と緑の豊かな資源を有したまちでもあります。

市は、2001（平成 13）年に「川口市環境基本計画」を策定し、その後改訂を経ながらも、川口市総合計画の基本理念の一つである「環境との共生」に基づく将来都市像「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」を掲げ、それを具体化する各種の環境保全施策を実施してきました。

この間、環境問題は空間的・時間的に広がりを持つ人類共通の課題となり、地球高温化の防止や生物多様性の保全といった地球環境問題へ取り組むこと、さらには、エネルギーの消費や廃棄物の発生を抑制し、循環を基調とした持続可能な社会をつくり、これを将来の世代へ引き継いでいくことが、今を生きる私たち一人ひとりに課せられた使命となっています。

こうした中、本市において、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、このたび、「第2次川口市環境基本計画」を策定しました。

この計画では、地球環境、生活環境、自然環境および都市環境の保全と循環型社会*の構築、環境学習の推進および連携・協働をテーマとして施策を9つの目標に体系化し、それぞれに施策推進の指標を設定するとともに、市民、事業者の皆様の環境配慮指針も掲げています。

今後とも、「川口市環境報告書」等を通じて目標の達成状況を公表しながら計画の推進に努めて参りますが、環境共生都市の実現のためには、市民、事業者の皆様との連携・協働が何より重要となりますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、この計画にあたりご尽力を賜りました「川口市環境審議会」および「川口市環境基本計画推進委員会」の各委員の皆様をはじめ、数多くの貴重なご意見をいただきました市民、事業者の皆様にご心からお礼申し上げます。

2011（平成 23）年 3 月

川口市長 岡村幸四郎

目次

第1章 計画の基本的事項（基本的な考え方）

1 計画策定の背景	2
(1)「改訂 川口市環境基本計画」策定までの経過	2
(2)「第2次川口市環境基本計画」の策定	2
(3)川口市の特性	3
2 計画の基本的事項	8
(1)計画の目的・役割	8
(2)計画の位置づけ	8
(3)計画の期間	9
(4)対象とする環境の範囲	9
(5)計画の推進主体（市民・事業者・市の基本的な役割）	9

第2章 目指すべきまちの姿

1 川口市の将来の環境像	12
2 施策の柱	13

第3章 環境保全施策の展開

1 施策の体系	16
2 個別目標と目標達成のための取り組み	18
目標1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします	18
目標2 空気のきれいな、落ち着きのあるまちにします	27
目標3 きれいな水の流れるまちにします	35
目標4 有害化学物質による汚染のないまちにします	41
目標5 人と自然が共生するまちにします	45
目標6 歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします	51
目標7 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます	57
目標8 協働して環境共生都市をつくれます	65
目標9 主体的に環境学習をすすめます	69

第4章 計画推進のために

1 進行管理の考え方	74
2 推進体制	75

資料編

川口市環境基本条例	78
川口市環境審議会条例	82
川口市環境審議会委員名簿	85
川口市環境基本計画推進委員会会則	86
川口市環境基本計画推進委員会委員名簿	87
第2次川口市環境基本計画策定経過	88
施策推進の指標一覧	91
環境基準等	96
用語解説	105

コラム

川口市地球高温化対策活動支援金	22
チャレンジ・エコライフ	24
地球高温化防止絵画コンクール	26
エコドライブ宣言	34
グリーンカーテン大作戦	49
全市一斉クリーンタウン作戦	56
レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み	62
かわぐちマイ箸プロジェクト	64
エコライフ DAY	68
環境出前講座「エコ・スクールン」	71
キャンドル・ナイト	72

第 1 章

計画の基本的事項（基本的な考え方）

1 計画策定の背景

本市では、市民がいつまでも健康で文化的な生活を送ることができるよう、市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、1999（平成 11）年 4 月に「川口市環境基本条例*」（以下、「環境基本条例」といいます。）を施行しました。

2001（平成 13）年 3 月には、環境基本条例第 9 条に基づき、「第 3 次川口市総合計画」をはじめとする各種政策との整合を図り、また、環境の保全および創造に関して各種の行政施策を横断的に対応させるための仕組みづくりや、市民・事業者の自主的な取り組みや参加・協力が促進されるような施策など、良好な環境づくりを総合的に進めていくための計画として、「川口市環境基本計画」を策定しました。

（環境基本計画）

第 9 条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画を定めるものとする。

（環境基本条例）

（1）「改訂 川口市環境基本計画」策定までの経過

本市では、2001（平成 13）年 3 月に策定した「川口市環境基本計画」を第 1 次計画とし、各種の環境保全施策を推進してきました。この間、市役所も一事業者として、自ら環境に配慮する姿勢を内外に示すため、環境マネジメントシステム*の国際規格 ISO14001*の認証を取得し、事務事業における環境負荷の継続的な低減に努めてきました。一方、地球高温暖化*をはじめとする地球環境問題*や、経済・産業から生活様式までにいたるグローバル化*の影響、ヒートアイランド*現象の深刻化など、本市の環境行政を取り巻く状況は大きく変化してきました。

2008（平成 20）年 3 月には、こうした情勢の変化に対応するため、第 1 次計画を改訂し、2011（平成 23）年までを計画期間とする「改訂 川口市環境基本計画」を策定しました。

（2）「第 2 次川口市環境基本計画」の策定

2008（平成 20）年の改訂以降、本市では環境の保全および創造に関するさまざまな施策を推進してきましたが、京都議定書*に代わる低炭素社会*の実現のための一層の温室効果ガス*の削減、国連の定めた国際生物多様性*年（2010（平成 22）年）や同年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約締約国会議（COP10）を契機とする、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みが進むなか、地球環境保全のための地域の対応がますます求められてきました。

一方、本市は、人口減少・少子高齢社会の到来や地方分権の推進など本市を取り巻く状況変化に対応するため、まちづくりの基本的な方向性を示す市の最上位計画として、「第 4 次川口市総合計画*」を 2010（平成 22）年 4 月に策定しました。

このたび、これらの状況を踏まえ、本市において効果的に環境保全に取り組むため、「第 2 次川口市環境基本計画」を策定しました。

(3) 川口市の特性

①位置

本市は埼玉県南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接し、また県内では、戸田・蕨・さいたま・越谷・草加・鳩ヶ谷の各市と接しています。面積は55.75 km²であり、市の大部分が都心から10～20km圏内に含まれています。

広域交通機関として、市の南西部をJR京浜東北線が通っており、川口駅から東京駅まで30分程で達します。北部にはJR武蔵野線が、東は千葉県の新松戸駅から、西は東京都の府中本町駅まで1973(昭和48)年に開通し、現在は、西船橋駅を経てJR京葉線に乗り入れ、東京駅まで運転されています。

2001(平成13)年3月に、本市と鳩ヶ谷市を縦断する埼玉高速鉄道線が開通、市内には4駅が開設し、東京地下鉄南北線と相互に乗り入れ、東川口駅でJR武蔵野線と結ばれたことにより、鉄道の交通環境が大きく改善されました。

広域的な幹線道路は、JR京浜東北線に並行して県道川口上尾線、市の中央には国道122号線、東北自動車道および首都高速川口線が南北に走り、北部には国道298号線と東京外かく環状道路が東西に走っており、これらを結ぶ川口ジャンクションは自動車の広域交通の要衝となっています。

●川口市位置図



②地勢

本市の北東部は、大宮台地に連なる安行台地とよばれる洪積層に覆われた標高約15～30mの緑の台地が広がっており、全国でも屈指の植木・苗木の生産販売拠点となっています。また、この安行台地を分水嶺として東側は、伝右川および綾瀬川に、西側は芝川および荒川にそそいでいて、この一帯は沖積層に覆われた標高約1.5～6.5mの平地となっています。この地域は早くから住宅化が進み、市街化されてきました。

北東部の安行台地を除くと極めて低地の一帯が広がっており、大昔は現在の東京湾が深く入り込み、市域の大部分が海底であったと思われます。

●市の範囲

区分	地名	東経	北緯
極東	川口市大字新堀 983 番地先	E 139° 47' 17"	N 35° 49' 30"
極西	川口市大字小谷場 1047 番地先	E 139° 40' 30"	N 35° 51' 03"
極南	川口市河原町先隅田川上	E 139° 44' 17"	N 35° 46' 49"
極北	川口市東川口 5 丁目 31 番地先	E 139° 44' 29"	N 35° 53' 14"

資料：国土地理院

※市役所の所在地 川口市青木2丁目1番1号 E 139° 43' 27" N 35° 48' 28"

●市の面積および長さ

面積	川口市	55.75km ²
	埼玉県	3,797.3 km ²
	県土に占める割合	約 1.47%
長さ	東西	約 10.2km
	南北	約 11.8km

資料：国土地理院（平成 21 年全国都道府県市区町村別面積調）

③水系

本市の水系は、荒川、利根川から構成されています。

④気候

関東平野の南部に位置する本市は、東日本型気候であり、夏は小笠原暖気団の発達により湿った南東の暖かい風が吹き、高温多湿の気候になります。冬はシベリア大陸寒気団の発達により、越後山脈越えの乾燥した冷たい風が吹き寒冷な気候になります。

梅雨期は、ほぼ 6 月から 7 月に安定しており、この時期は多量の降雨があります。

●天気日数、降水日、降水量、温度、平均湿度

年次	天気日数			降水日	降水量 (mm)	温度 (°C)			平均湿度 (%)
	快晴	晴	曇			平均	最高	最低	
平成元年	49	112	204	114	1,669.5	15.5	34.3	-1.2	65.0
2	24	134	207	102	1,123.5	16.0	37.3	-4.1	64.3
3	27	141	197	104	1,940.0	15.9	37.5	-2.7	65.6
4	45	140	181	90	1,357.0	15.3	37.9	-2.3	66.4
5	43	111	211	121	1,591.5	14.6	33.7	-1.3	67.0
6	44	139	182	84	954.5	16.4	38.4	-3.3	64.3
7	19	180	166	105	1,261.0	16.2	38.1	-2.5	63.6
8	8	184	174	66	1,080.0	15.8	39.9	-3.2	63.8
9	59	166	140	92	1,067.3	16.2	38.4	-2.6	64.3
10	21	148	196	107	1,588.0	16.5	37.2	-2.5	74.3
11	24	177	164	104	1,399.0	16.7	35.5	-2.5	67.2
12	15	148	203	101	1,455.0	16.6	38.6	-2.2	63.4
13	23	138	204	94	1,402.5	16.2	38.5	-4.1	64.5
14	23	146	196	98	1,207.0	16.2	37.2	-1.7	67.9
15	14	151	200	108	1,547.0	15.5	36.7	-2.6	69.3
16	35	127	204	102	1,640.0	16.8	39.4	-1.7	67.2
17	46	191	128	91	1,334.0	15.7	36.3	-2.9	66.1
18	40	167	158	45	1,654.0	16.0	36.0	-3.9	68.0
19	29	156	180	76	1,198.0	16.5	40.1	-1.1	62.0
20	27	158	181	105	1,413.5	16.0	36.0	-1.7	61.2

資料：川口市統計書（平成 21 年度版）

※天気日数 快晴日は日平均雲量が 15%未満の日です。

曇日は日平均雲量が 85%以上の日です。その他が晴天日です。

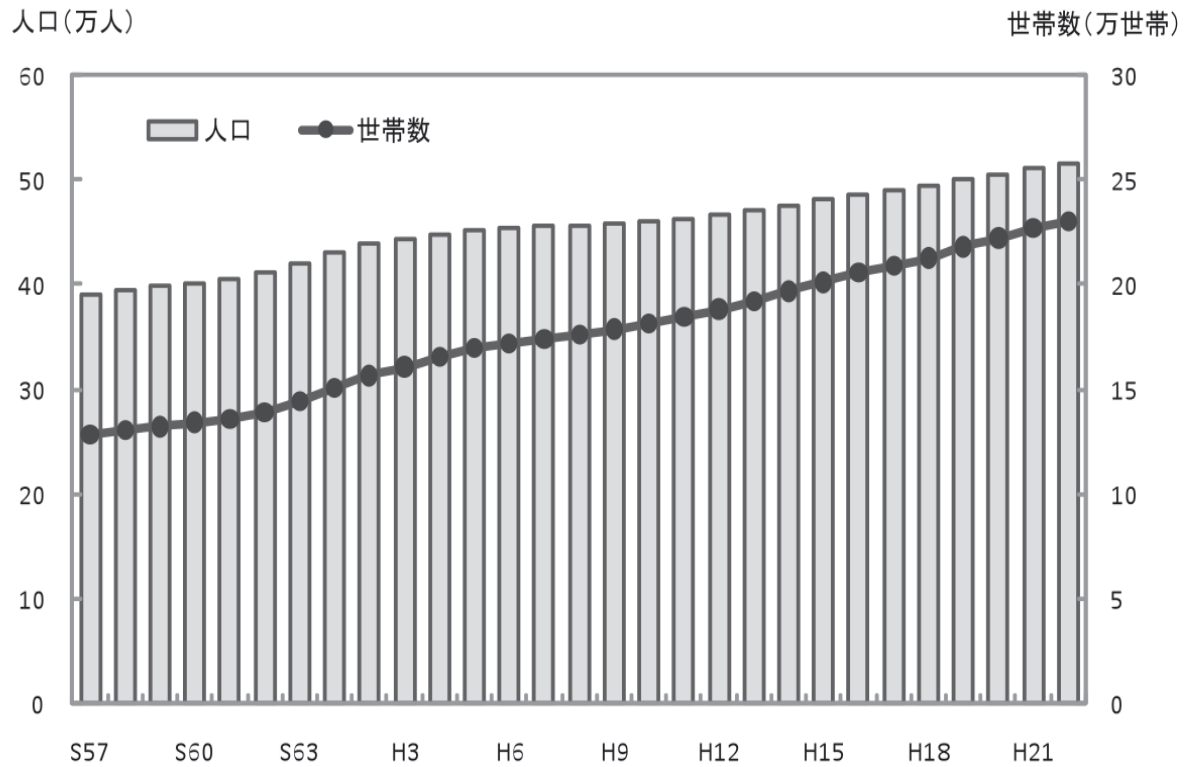
※降水日とは、天気日数のうち、1mm 以上の降水があった日です。

⑤人口

本市の人口は、2010（平成 22）年 1 月 1 日現在、515,038 人（住民基本台帳および外国人登録）で県内有数の人口規模の大きな都市です。

近年も、人口増加は続いています。

●人口・世帯数の推移

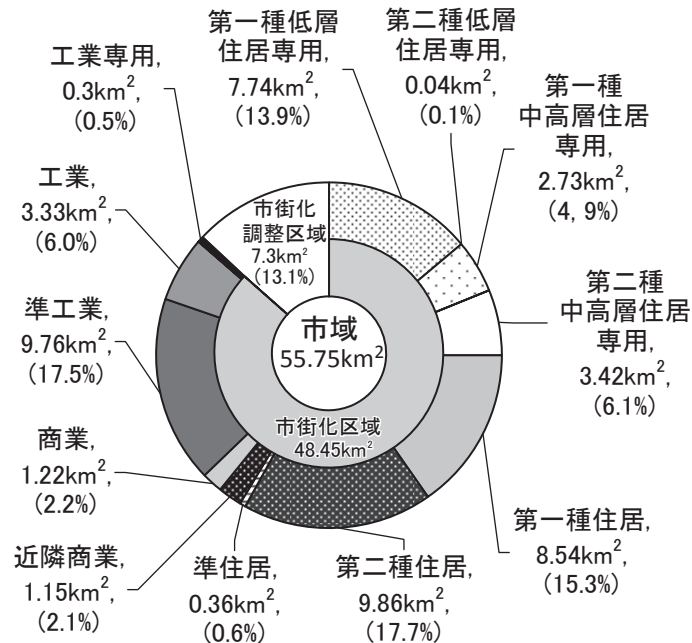


資料：住民基本台帳および外国人登録

⑥土地利用

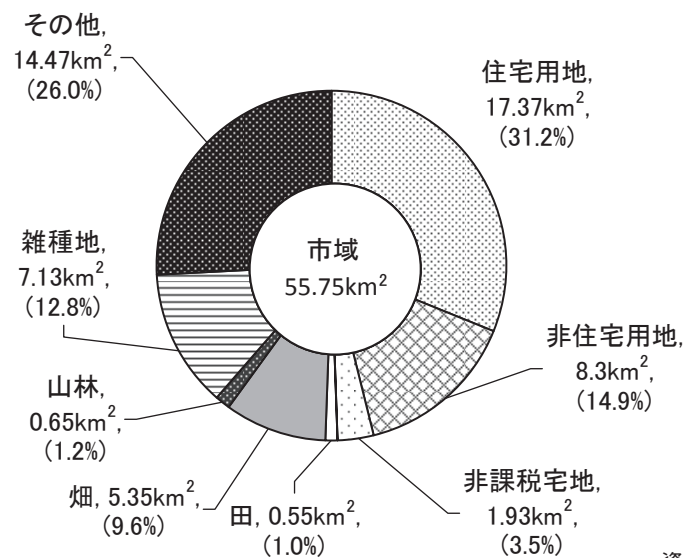
市制施行時（1933（昭和8）年4月）の市域は19.40km²でしたが、その後合併・分離により、現在は55.75km²となっています。用途地域別に見ると、48.45km²は市街化区域、7.30km²は市街化調整区域となっています。また、地目別にみると宅地が5割弱となっています。

●用途地別面積（平成21年度）



資料：都市計画部都市計画課

●地目別面積（平成21年度）



資料：理財部固定資産税課

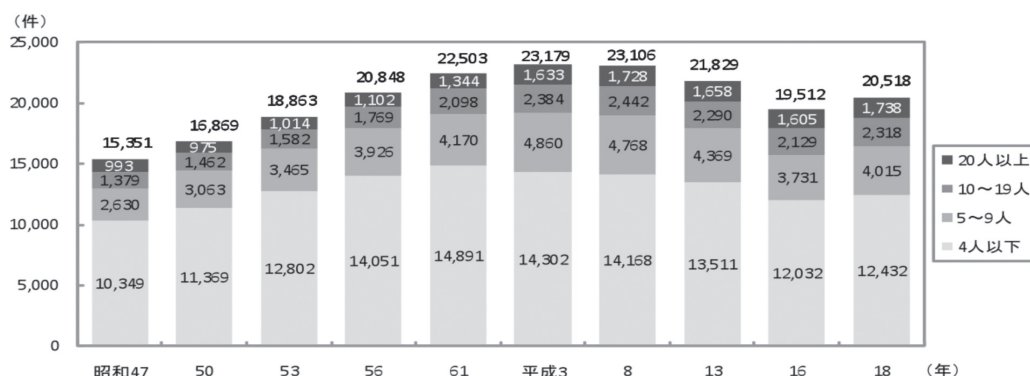
⑦産業

本市は、古くから鋳物工業が盛んで「鋳物のまち」として全国に知られており、鋳物工業およびその関連産業である機械工業・木型工業を中心とした産業都市として発展を続け、さいたま市に次いで県下第2位の事業所の集積を有しています。市内の事業所は、2006（平成18）年度の統計調査結果（事業所・企業統計調査）によれば、従業者規模が4人以下の事業所が最も多く全体の約61%を占め、続いて5～9人規模の事業所が約20%となっており、比較的小規模な町工場が多くあります。

また、農業については、安行・神根・戸塚・新郷の4地域を中心とした植木・花き*・盆栽などの生産が全国的に知られ、造園業などの関連産業を含めた植木産業の一大拠点として発展してきています。しかし、ほかの農業地域同様、都市化の進展や担い手の高齢化などにより、徐々に農地が減少しつつあるのが現状です。

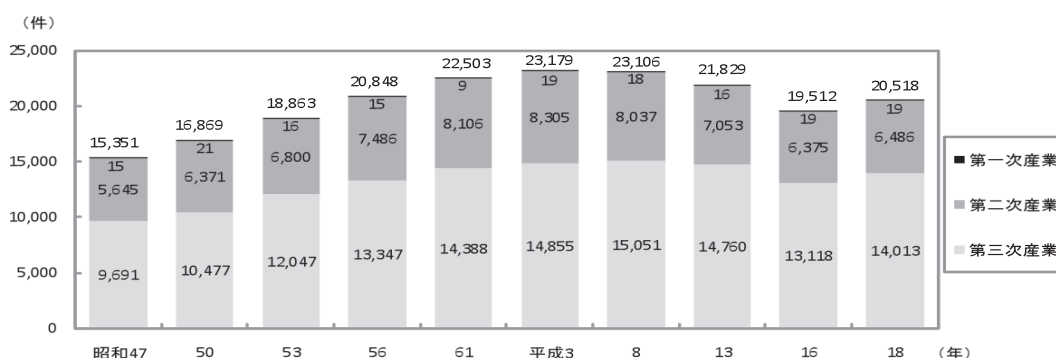
一方、第三次産業*の事業所は年々増加を示し、全体に対する割合も2006（平成18）年度の時点では約68%を占めるまでになっており、産業の多様化が進んでいます。

●従業者規模別事業所数の推移



資料：事業所・企業統計調査

●産業大分類別事業所数・従業者数の推移



資料：事業所・企業統計調査

※第一次産業：「農業」

第二次産業：「建設業」「製造業」

第三次産業：「電気・ガス・熱供給・水道業」「運輸・通信業」「卸売・小売業、飲食店」

「金融・保険業」「不動産業」「サービス業」

平成16年から、「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業」「卸売小売業」「金融・保険業」「不動産業」「飲食店、宿泊業」「医療、福祉」「教育、学習支援業」「複合サービス事業」「サービス業」へ変更。

2 計画の基本的事項

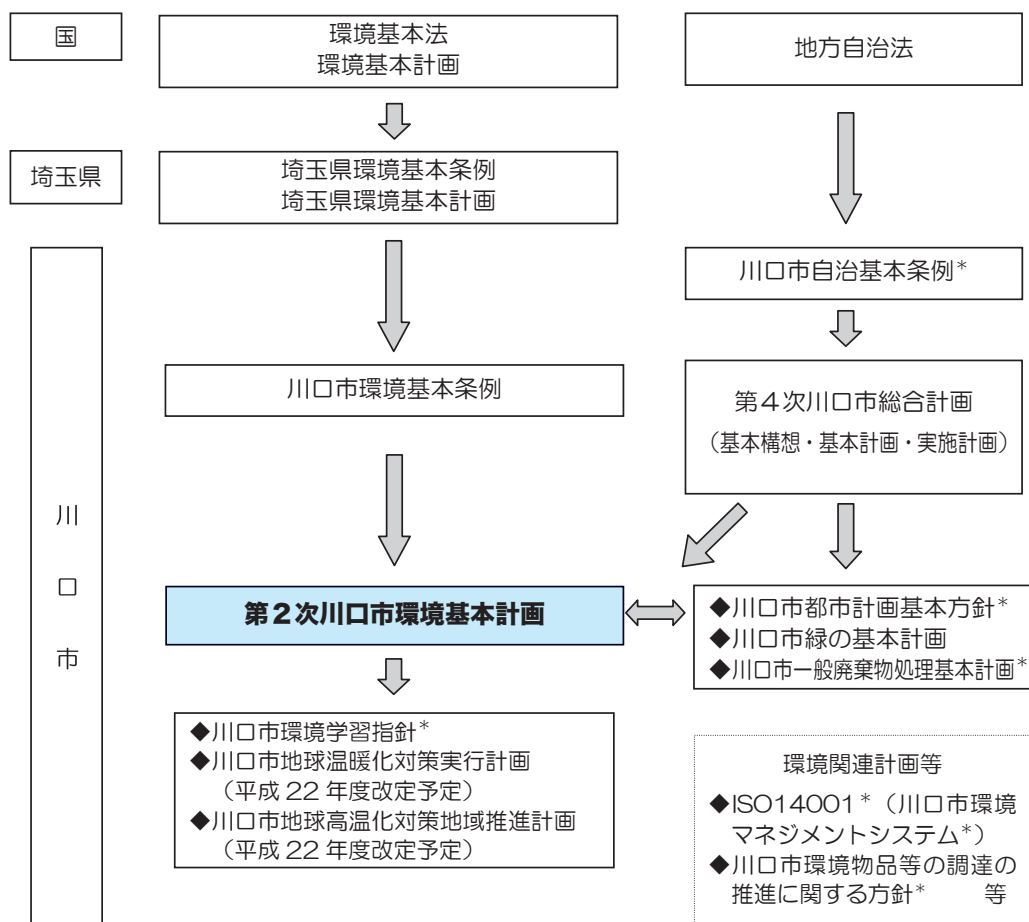
(1) 計画の目的・役割

- ・「環境基本条例*」の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。
- ・「第4次川口市総合計画*」（2010（平成22）年4月策定）に定められた将来都市像「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」を実現するための施策の基本的な方向性を環境面から補完し、同総合計画の基本理念の一つである「環境との共生」を具体化するための計画です。
- ・市民・事業者・市が共に環境に配慮した行動に取り組むための指針となるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「第4次川口市総合計画」を上位計画とし、国や埼玉県的环境政策と連携を図り、各種の個別計画や個別施策に対して環境への配慮を促します。

●計画の位置づけ



(3) 計画の期間

「第4次川口市総合計画*」の計画期間に合わせて、2011（平成23）年度から2022（平成34）年度までとします。

ただし、本市を取り巻く社会・経済状況や環境の変化、計画の進捗状況等によっては、必要に応じて計画を見直します。

(4) 対象とする環境の範囲

・地球環境の保全

地球環境の保全に関すること

－省エネルギー、省資源、地球高温化*の防止など－

・生活環境の保全

人の健康や生活環境に及ぼす被害の防止に関すること

－大気環境、水環境、水循環、土壌環境、音環境など－

・自然および都市（または地域）環境の保全

自然とのふれあいや、自然環境の適正な保全および創出に関すること

－緑、水辺の保全、生物多様性*への配慮、都市緑化、まちの美化、不法投棄の防止、歴史的な資産および文化財の保存など－

・循環型社会*の構築

3Rの推進、処理施設の整備に関すること

－リデュース*、リユース*、リサイクル*の推進、エネルギー回収など－

・環境教育・環境学習の振興

環境教育・環境学習、環境情報の提供やパートナーシップ*の形成に関すること

－パートナーシップの形成、環境保全活動の支援、人材育成、学習環境・環境情報の整備など－

(5) 計画の推進主体（市民・事業者・市の基本的な役割）

<市民>

- ・日常生活の一つひとつの行為が地球環境に対して負荷を与えることを認識し、環境に配慮した暮らしを実践し、環境への負荷*の低減に努めます。
- ・民間団体、環境活動を行うNPO*、ボランティア団体等は、地域における環境保全活動を先導的に行います。
- ・市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。

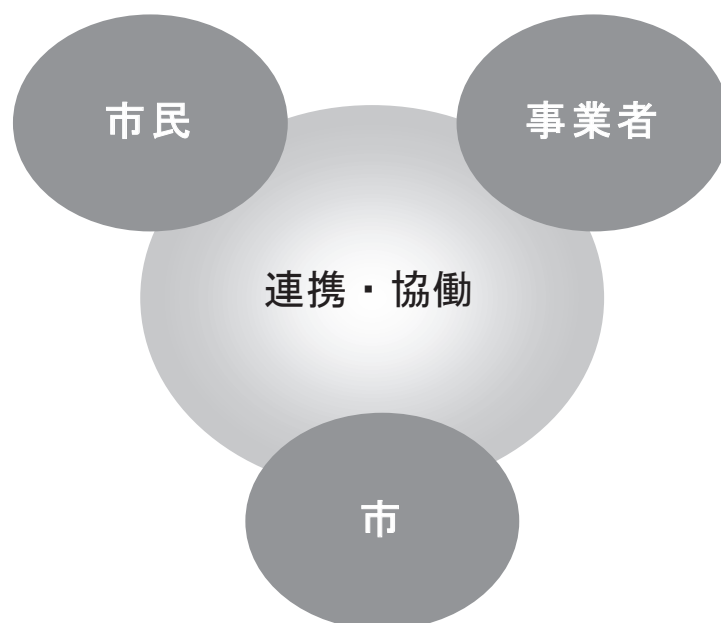
<事業者>

- ・自らの事業活動を行うにあたって、環境に大きな影響を与えることを認識し、公害の防止や廃棄物の適正処理*、自然環境の適正な保全を図ります。
- ・ごみになりにくい製品やリサイクルしやすい製品、処理の際に環境に悪影響を及ぼす物質を発生しない製品などの製造・加工や販売に努めます。また、それらが廃棄物になった場合に、適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じます。
- ・市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力します。また、市民等の環境配慮行動、環境保全活動、地域の環境づくりに協力・貢献します。

<市>

- ・環境の保全および創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ・市民・事業者が環境に対する意識を高め、環境の保全に向けて積極的に取り組める仕組みづくりを進めるとともに、省エネルギー化や再生資源利用製品*の使用など、率先して環境配慮の行動を実践します。
- ・広域的な取り組みが必要な事項については、国や県、近隣市町村と連携して施策の推進に努めます。

●計画の推進主体



第 2 章

目指すべきまちの姿

1 川口市の将来の環境像

家庭、学校、職場といった生活のさまざまな場面におけるあらゆる活動は、環境と深い関わりがあります。豊かで良好な環境からは、食物やエネルギー資源、うるおいややすらぎなど、多大な恩恵を受けていますが、一人ひとりの行動は、時として自らの生活環境を悪化させ、さらに地球環境問題*を招く要因ともなっています。

人類共有の生存基盤である地球とその環境を将来にわたって維持するために、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を持続可能なものへと転換する必要があります。深刻化している地球環境問題を解決するために、今、世界でさまざまな取り組みが進む中で、本市でもこの問題に積極的に取り組んでいくことが大切です。

国は、「第3次環境基本計画」において環境基本法に定められた理念を実現するために、「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を4つの長期的な目標としています。

「第4次川口市総合計画*」は、「環境との共生」を基本理念の一つとして、「地域の活力を支え、牽引する産業活動や市民生活のあり方を見直しながら、循環を基調とする持続可能な社会づくり」への取り組みを進め、「まちにおけるさまざまな活動が環境と共生していけるまち」を目指しています。

地球環境問題は、その規模の大きさゆえ、問題の全体を一人ひとりが認識することは非常に困難ですが、地域として、何が要因となっているかを考え、身近なところから環境への配慮を実践することにより、地球環境問題の解決へと進むことができます。

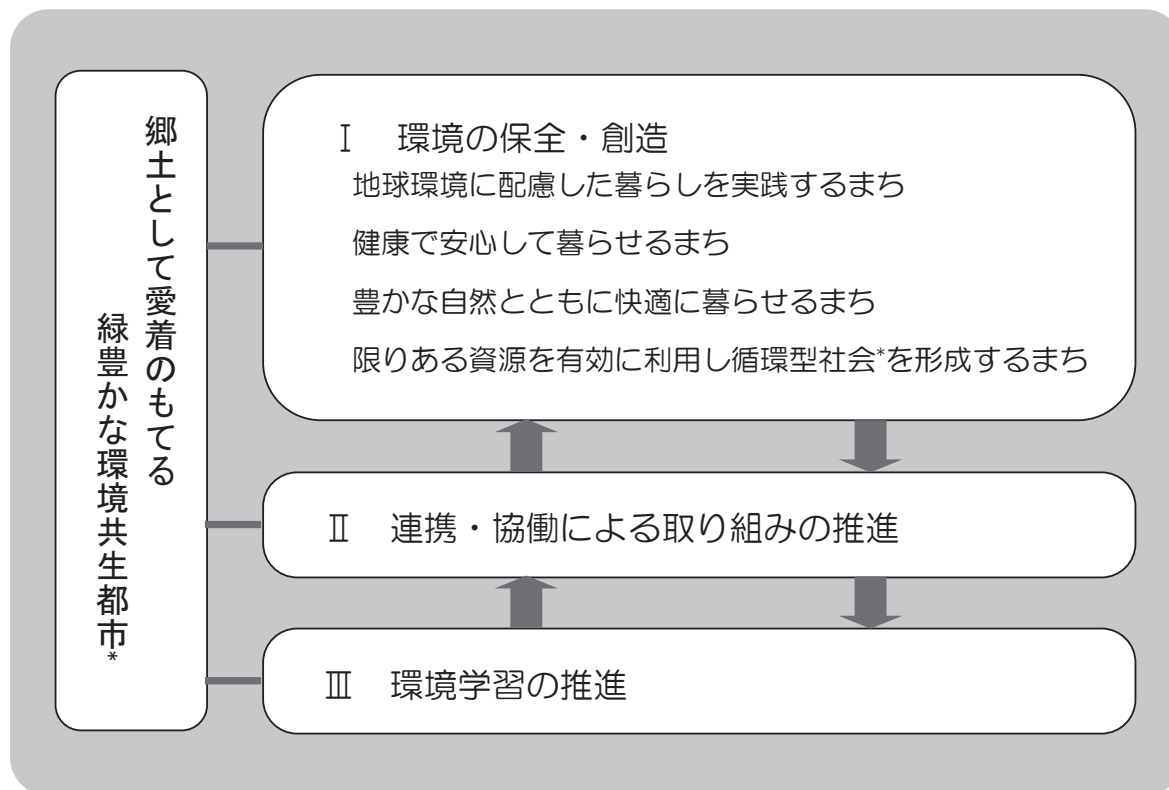
このようなことから、「第4次川口市総合計画」の将来都市像「緑 うるおい 人 生き生き 新産業文化都市 川口」を踏まえ、本市の望ましい将来の環境像を掲げます。

郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市*

- ◆郷土への愛着をもち、地球のことを考え、行動することのできる「地球市民*」が、環境共生都市を実現していきます。
- ◆生活にやすらぎをもたらす水と緑豊かな自然環境を守り、生活様式や事業活動のあり方を見直すことにより、環境への負荷*の少ない持続可能な社会づくりに取り組みます。
- ◆市民・事業者・市のすべての主体が連携・協働して取り組み、川口市全域に活動の輪を広げます。
- ◆環境学習を通じて市民一人ひとりが自らの問題として考え、行動します。

2 施策の柱

望ましい将来の環境像の実現に向けた、環境の保全および創造に関する施策の柱を図式化すると次のとおりです。



I 環境の保全・創造

I-1 地球環境に配慮した暮らしを实践するまち

地球高温暖化*をはじめとする地球規模の環境問題の解決には、本市全体を地球環境にやさしいまちにしていく必要があります。

市民・事業者・市は、生活様式や事業活動を地球環境にやさしいものへ変えながら、環境への負荷*を低減し、協働により、温室効果ガス*の排出が少ない「低炭素社会*」を形成していきます。

I-2 健康で安心して暮らせるまち

本市は、市街地に工場が立地する住工混在地域が存在し、また、人口と自動車交通量も多いことから、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁などの公害問題と生活環境の悪化に常に直面しており、これらのほか、人の健康や生態系に影響を与える有害化学物質による環境汚染も懸念されています。

健康で安心して暮らせる生活環境をつくるため、発生源となる事業活動などを監視し、公害の発生を未然に防ぐ規制・指導、普及啓発の施策を推進していきます。

I-3 豊かな自然とともに快適に暮らせるまち

本市には、荒川や芝川など多くの水辺空間や、見沼田圃^{たんぼ}をはじめ、雑木林や屋敷林*などの生物の生息に欠かせない豊かな緑が残されています。しかしながら、都市化の進展により、自然環境は量・質ともに低下し、生活空間の中のうるおいも失われつつあります。

このようなかけがえのない自然との共生を図り、生物の多様性を保全するために、武蔵野の面影を残す樹林地*や河川などの保全と活用を適切に行い、身近な緑を創造していくことで、自然環境の量的・質的向上を図るとともに、貴重なまちの財産として次世代に引き継いでいけるよう施策を推進していきます。

また、歴史的・文化的遺産も、人と自然との共生の記録でもあることから、都市環境を構成する財産として、これらを保存・活用していきます。

I-4 限りある資源を有効に利用し循環型社会*を形成するまち

大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動を行うことで物質的に豊かな生活を享受する一方、環境に負荷を与え、天然資源の枯渇や地球高温化*、環境破壊等の問題の原因となっています。

中でもごみについては、人が生活する上で必然的に発生するものですが、環境への負荷*を低減するという観点からも、3Rの取り組みを推進し、ごみの発生を最小限に抑え、資源やエネルギーが繰り返し利用される「循環型社会」を形成していきます。

II 連携・協働による取り組みの推進

今日の環境問題を解決するためには、市民・事業者・市が自らの活動と環境への関わりを認識し、それぞれの役割を分担しながら、環境の保全および創造の取り組みを協働して実践していくことが重要です。

本市では、市民・事業者・市の協働による環境に関する学習事業やイベント、協働推進の制度が実施されていますが、今後さらに各主体間の連携を強化し、パートナーシップ*の形成を推進していきます。

なお、ケニア出身の環境保護活動家であるワンガリ・マータイさんは、日本語の「もったいない (MOTTAINAI)」を世界共通の言葉として広めようとしています。このようなキーワードの活用などを通じて、省資源化やごみの減量化・再資源化の普及啓発活動を推進していきます。

III 環境学習の推進

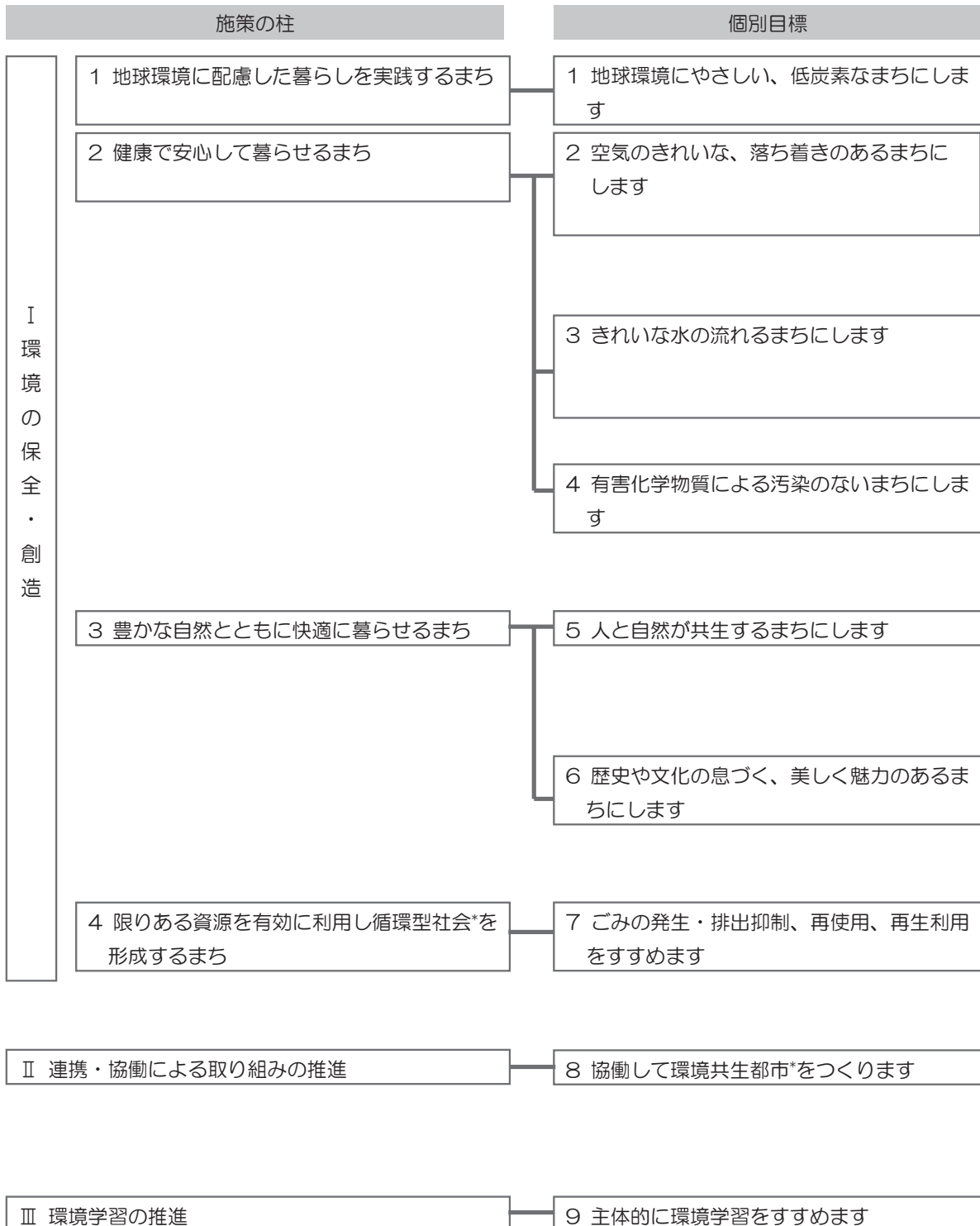
教育、文化、スポーツ、環境などの面で、郷土を愛し、豊かな感性を育む人づくりは、まちづくりの基本となります。

本市は、環境共生都市*として、持続可能な社会を形成し、将来世代へ良好な環境を継承していくために、環境学習を通じて、一人ひとりが社会経済活動や生活様式と自然との関わりに気づき、自らの行動が人や自然に与える影響を理解し、環境に配慮した行動を実践する人づくりを目指します。

第 3 章

環境保全施策の展開

1 施策の体系



施策

- 1-1 環境への負荷*の低減
- 1-2 地球高温化*の防止

- 2-1 発生源に対する規制および指導
- 2-2 大気汚染防止対策
- 2-3 環境監視の推進
- 2-4 自動車交通量の低減化および交通流の円滑化
- 2-5 エコドライブ*の普及と促進

- 3-1 発生源に対する規制および指導
- 3-2 総合的な水質改善対策の推進
- 3-3 環境監視の推進
- 3-4 水質汚濁防止活動の普及啓発

- 4-1 発生源に対する規制および指導
- 4-2 有害化学物質による汚染防止対策
- 4-3 環境監視の推進
- 4-4 有害化学物質に関する情報の収集および提供

- 5-1 樹林地*の保全
- 5-2 水辺地の保全
- 5-3 農地等の保全と活用
- 5-4 身近な緑の保全と創出

- 6-1 文化財の保護・保存と活用
- 6-2 産業文化、伝統技術の保存と継承
- 6-3 美しい景観とまちづくり
- 6-4 まち美化の推進

- 7-1 ごみの発生・排出抑制（リデュース*）の推進
- 7-2 再使用（リユース*）の推進
- 7-3 再生利用（リサイクル*）の推進
- 7-4 普及啓発事業の推進および処理施設の整備

- 8-1 さまざまな主体との協働の推進
- 8-2 コミュニティ活動の支援
- 8-3 自主的な市民活動の支援
- 8-4 協働推進の仕組みづくり

- 9-1 環境に目を向ける人づくり
- 9-2 環境に出会う機会づくり
- 9-3 環境を学ぶ場所づくり
- 9-4 環境への理解を広める情報提供と普及啓発

2 個別目標と目標達成のための取り組み

目標 1 地球環境にやさしい、低炭素なまちにします

主な関連施策 個別目標 2、個別目標 5、個別目標 7、個別目標 8、個別目標 9
主な担当課 環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課、商工課、農政課、河川課、都市交通対策室、建築審査課、みどり課

生活環境や自然環境に対する負荷を軽減し、温室効果ガス*の排出を抑制した低炭素なまちを目指し、地域から率先して行動します。

—現状と課題—

●地球環境に配慮した生活・事業活動

本市は、人口が集中し、経済等の諸機能が集積しており、多くの市民の生活の場であるとともに、さまざまな主体の活動の場ともなっていることから、生活・経済活動による環境への負荷*が大きいいえます。

とりわけ、地球高温化*対策が世界的な重要課題である今日、日常生活と経済活動に伴う電気やガス、ガソリンなどのエネルギーの消費、温室効果ガスの排出については、より一層の低減が求められています。また、地球高温化は、地球全体の気候が変化し、人の健康や生態系にも大きく影響すると予測され、具体的な対策が急務です。

地球環境の保全と温室効果ガスの削減のためには、ライフスタイル*やビジネススタイルを省エネルギー型に転換するとともに、太陽エネルギー、風力、水力、バイオマス*、ごみ焼却施設・工場等の余熱利用といった再生可能エネルギー*や、より温室効果ガスの排出の少ないエネルギーの利用を促進していくことが重要です。

本市では、市域全体の温室効果ガス削減を目標とする「川口市地球温暖化対策地域推進計画」と、市の事務事業活動によって排出される温室効果ガスの削減を目標とする「第二次川口市地球温暖化対策実行計画」を策定し、さまざまな取り組みを行っています。

2008（平成 20）年度の二酸化炭素*排出量は 2,320.8 千 t-CO₂ であり、1990（平成 2）年度と比べ 173.2 千 t-CO₂（8.1%）増加しました。なお、2006～2007（平成 18～19）年度にかけて大きく増加した要因としては、原子力発電所が停止し火力発電に振り替えたことで、発電の際に排出される二酸化炭素の量が増加した影響がありますが、民生家庭部門、廃棄物部門および民生業務部門では、それ以前から増加を続けており、重点的な施策を講じる必要があります。

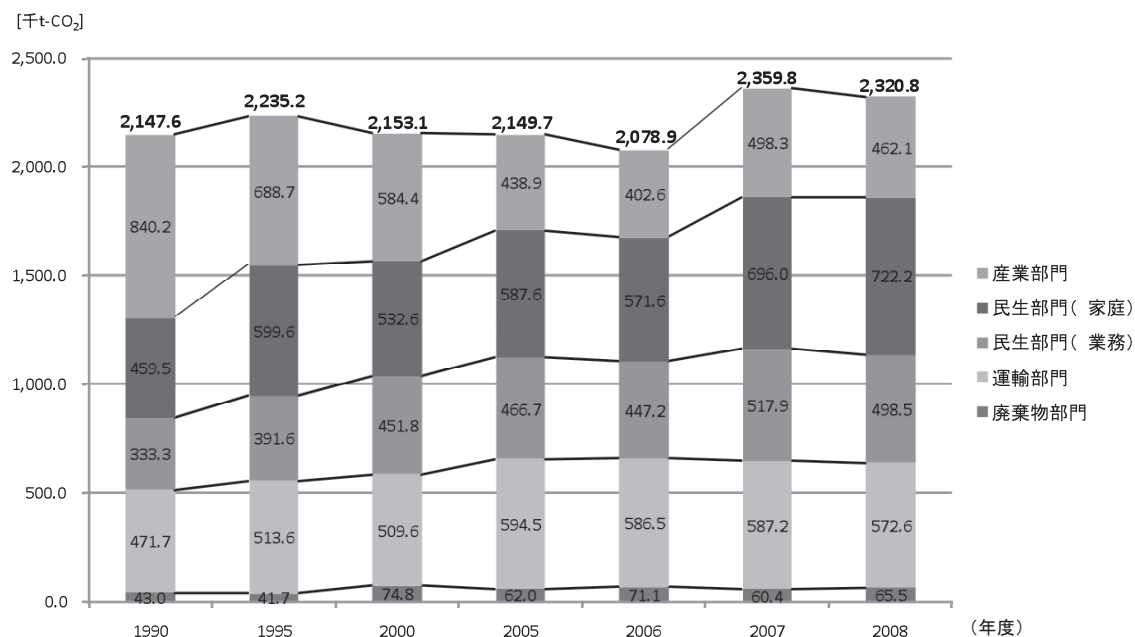
現在、京都議定書*に代わる新たな温室効果ガスの削減目標が議論されている中、各部門においては一層の削減に向けた取り組みを構築していく必要があります。

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギー、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがある。

また、生物多様性*や地球環境保全への理解を深めるとともに、ライフスタイル*・ビジネススタイルを転換し、環境に対して負荷をかけないようにして、一人ひとりが、持続的に発展する低炭素社会*の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

■市域から排出される二酸化炭素* 排出量（部門別）の推移



注)「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）[平成21年6月環境省]」による現況推計方法により算出

—施策・事業—

< 1-1 環境への負荷*の低減 >

- ①省エネルギー、省資源化、環境への負荷をかけない活動へ転換します。
- ②環境イベントや環境学習講座を実施し、環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進します。
- ③中小事業者による環境に配慮した経営体制の構築を促進するため、国際規格等の認証の取得を支援します。
- ④事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。【2-2、3-2 再掲】
- ⑤「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく特定建築物に関する届出を受理し、建築主等に対して必要な指導・助言を行います。

⑥「川口市環境物品等の調達に関する基本方針*」等に基づき、率先して環境に配慮した物品等を優先的に購入します。

⑦ごみ焼却施設等の余熱の有効利用を推進します。【7-4 再掲】

⑧自然環境、生態系に配慮した活動を推進します。

⑨生物の生息・移動空間の形成に配慮して、樹林地*の保全や道路・河川の緑化を推進します。
【5-4 再掲】

⑩屋外事業や市民が参加できる事業を実施し、身近な自然環境の保全意識を啓発します。

⑪法令に基づく家電や自動車からのフロン*類の適正な回収、処理への理解と徹底を要請します。

< 1-2 地球高温化*の防止 >

①建築物の新築・増改築・設備の更新時や企業立地に際し、事業者の行う省エネルギー化や温室効果ガス*の削減などの環境への配慮の取り組みを促進します。

②建物の断熱化や省エネ設備の導入などの地球高温化防止の取り組みを促進します。

③温室効果ガスの排出抑制のため、太陽光発電*システム、ガス発電給湯システム、燃料電池給湯システムの導入を支援します。

④エコカーやカーシェアリング*の普及を促進するとともに、そのために必要な設備の設置を検討し、自動車からの温室効果ガスの排出を削減します。

⑤燃料の削減と温室効果ガスの排出抑制のため、エコドライブ*運動を推進します。【2-5 再掲】

⑥公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。【2-4 再掲】

⑦温室効果ガスの吸収源、ヒートアイランド*対策として、市域の緑地を保全し、緑化を推進します。

カーシェアリング

1 台の自動車を、あらかじめ登録した複数の会員が共同で利用するシステムのこと。レンタカーに比べて短時間での利用が可能で、あまり車に乗らない利用者には割安なサービスとなる。使用の度に予約手続きが必要な上、利用時間に応じて課金されるためコスト意識が働き、徒歩・自転車で移動できる距離なら車を利用しなくなるなど、走行距離の削減につながるとされる。

- ⑧法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域性緑地の保全に努めます。【5-1 再掲】
- ⑨「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づき、必要に応じて優良緑地の公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。【5-1 再掲】
- ⑩種苗等のあっせん・支給事業等を通じて、身近な緑地の創出を推進します。【5-4 再掲】
- ⑪500㎡以上 3,000㎡未満の敷地に建築物を新築する場合には、敷地内に一定規模以上の緑地を設けるよう指導します。【5-4 再掲】
- ⑫地球高温化*の影響とその適応策を調査・研究します。

—施策推進の指標—

①市の事務事業における温室効果ガス*削減量

現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
平成 18 年度対比 ▲ 15.3%	※	※

※「川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）*」により目標値を設定します。

②市域から排出される温室効果ガスの削減量

現状値 (平成 18 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
平成 2 年度対比 ▲ 14.7%	※	※

※「川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）*」により目標値を設定します。

川口市地球高温化*対策活動支援金

市では、新エネルギーシステムの設置、エコライフの実践など、地球高温化対策活動への補助制度を実施しています。

●支援の対象となる地球高温化対策活動

新エネルギーシステムの設置 (太陽光発電*などの設置により新たにエネルギーを生み出す活動)	・太陽光発電システム ・ガス発電給湯システム (通称「エコウィル」) ・燃料電池給湯システム (通称「エネファーム」)
エコライフの実践 (日常生活の中で環境対策に特化した活動)	・雨水貯留施設の設置 (雨水の有効利用) ・生ごみ処理容器の活用 (ごみの減量と有効活用) ・カーシェアリング*の利用 (自動車の有効利用)



生ごみ処理容器

地球環境に配慮し、省エネルギーに努めましょう

■市民の取り組み

- ◎生物多様性*を理解し、地域の自然環境と生態系を保全しましょう
- ◎節電、節水に努め、環境に負荷をかけないライフスタイル*を実践しましょう
- ◎エコマーク商品*や再生資源利用製品*・材料の購入・利用に努めましょう
- ◎森林破壊につながる木材を使用しないようにしましょう
- ◎エアコン、テレビ、照明などの電源をこまめに切り、節電に努めましょう
- ◎エアコンや掃除機などのフィルターはこまめに手入れし、効率よく使用しましょう
- ◎冷暖房温度の適正化、省エネルギー型商品の選択、利用などにより、省エネルギー型のライフスタイルを実践しましょう
- ◎環境家計簿*を活用しましょう
- ◎住宅を新築、改築するとき、住宅の設備機器を更新するときは、エネルギー効率の良い環境共生型の住宅にしましょう
- ◎自然エネルギー*の利用に関心をもち、太陽光発電*システム、太陽熱温水器などを積極的に導入しましょう
- ◎車を運転するときは、エコドライブ*を心がけましょう
- ◎自家用車の使用を控え、公共交通機関を利用しましょう
- ◎自家用車を購入する時は、低燃費・低公害車*を選びましょう
- ◎地産地消*、旬産旬消*を心がけ、できるだけ地域の旬の食材を選びましょう

地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。

チャレンジ・エコライフ

川口市内で排出される二酸化炭素*の削減を目的として、エコライフDAYの実践版である「チャレンジ・エコライフ」を、2009（平成21）年度より実施しています。

電気の無駄使いを見直し、去年の同時期と比較した取り組み結果を報告してもらうものです。

チャレンジ・エコライフ

～今年は冬に、みんなで節電に挑戦しましょう～

エコライフDAYの実践版である「チャレンジ・エコライフ」。
川口市内で排出される二酸化炭素の削減を目的としたこの取り組みを、今年は冬に実施いたします。
暖房の使用などで電気使用量が増える12月ですが、昨年と比べてどれだけ電気使用量を減らせるか、
市内全体で挑戦します。電気代の節約にもなりますので、みんなで頑張しましょう！

参加は簡単！

①みんなで節電にトライ

東京電力から発行される「12月分」の『電気使用量のお知らせ』に記載されている使用期間（※）に節電に挑戦！
電気の使用量が多くなる時期ですが節電を心がけてください。

（注1）川口市にお住まいで、住居登録されている方が対象となります。
（注2）会社や店舗で挑戦される場合は、環境総務課までご連絡ください。

※使用期間について 12月の検計日の前月1ヶ月間が「12月分」の使用期間となりますので、ご自宅の使用期間を以前の『電気使用量のお知らせ』によりご確認ください。

②『検針票』を貼って提出

「12月分」の検針票（電気使用量のお知らせ）を応募用紙に貼り、
郵送もしくは公民館・支所に設置の専用袋へ入れてください。
（※貼付の電量は800円の手数料で返却してください）

ごまめにスイッチオフ 厚着で暖房を節約 待機電力をカット **結果を報告**

郵送
もしくは
公民館・支所に設置の専用袋へ
1月21日までに提出！

《お問い合わせ・応募用紙郵送先》
〒332-0001 川口市朝日4-21-33 朝日環境センター3階
川口市役所 環境総務課 地球温暖化対策係
TEL: 048-228-5376 FAX: 048-228-5322
主催：川口市・NPO法人川口市環境協議会 応募用紙はウラに付きます

チャレンジ・エコライフ応募用紙

氏名、家族の人数・住所・電話番号・電気使用量・削減量を記入し、東京電力から発行される『電気使用量のお知らせ』を貼付の上、**1月21日（金）**までに郵送（当日消印有効）もしくは公民館・支所に設置の専用袋へ入れてください。

氏名		ご家族の人数		人
〒		電話番号		
平成21年12月の使用量	平成22年12月の使用量	削減量（H21-H22）		
kWh	kWh	kWh		

※ご記入いただいた個人情報は、「チャレンジ・エコライフ」に関する以外には使用いたしません

■ここに12月分の『電気使用量のお知らせ』を貼ってください（コピー可）

川口市役所 環境総務課 地球温暖化対策係

平成22年12月分の『電気使用量のお知らせ』を貼ってください

平成22年12月の電気使用量

平成21年12月の電気使用量

削減量

※はがれないようにしっかり糊づけしてください

■該当するものにチェックしてください

□取り組んだ内容について該当するものすべてにチェックしてください（複数回答可）

□エアコンの設定温度を下げた □エアコンを使う回数を減らした □部屋の明かりをごまかに消した

□電化製品を使わないときはプラグを抜いた □電化製品は主電源からオフにした

□省エネ家電に買い換えた（古い購入したもの） □電化製品は主電源からオフにした

その他、工夫した点・ご意見ご感想をお書きください

【応募用紙郵送先】 〒332-0001 川口市朝日4-21-33 朝日環境センター3階
川口市役所 環境総務課 地球温暖化対策係

チャレンジ・エコライフのチラシ

■事業者の取り組み

- ◎生物多様性*を理解し、地域の自然環境と生態系を保全しましょう
- ◎節電、節水に努め、環境に負荷をかけないビジネススタイルを実践しましょう
- ◎エコマーク商品*や再生資源利用製品*・材料の購入・利用に努めましょう
- ◎森林破壊につながる木材を使用しないようにしましょう
- ◎製品は、リサイクル*できる素材や構造へ改良しましょう
- ◎オフィスや店舗などの過度の照明、冷暖房を控えましょう
- ◎環境性能の高い機器・設備を使用し、OA 機器や照明などのスイッチオフ運動を実践しましょう
- ◎環境会計*を導入しましょう
- ◎事業場、店舗を新しく建てる時や、増改築をする時、設備を更新する時は、省エネルギーを考え、エネルギー効率のよい建物にしましょう
- ◎生産、流通、販売、サービスなど事業活動の各段階で、エネルギーの利用効率の改善に努めましょう
- ◎工場廃熱など未利用エネルギーを有効に活用しましょう
- ◎自然エネルギー*の利用に関心をもち、太陽光発電*システム、太陽熱利用*システムなどを積極的に導入しましょう
- ◎省エネルギー関連の技術開発に努めましょう
- ◎太陽光、風力、水力、バイオマス*などの自然エネルギーや未利用エネルギーの活用に関する研究開発を行い、また、これらを組み合わせたエネルギー利用についても検討しましょう

地球高温化*防止絵画コンクール

地球高温化防止の啓発のため、市内の小学3年生以上および中学生を対象に、毎年、絵画を募集しています。ここに掲載したものは、平成22年度の最優秀賞および優秀賞の受賞作品です。

〈小学生の部〉

最優秀賞

「わたしたちの力で地球を守ろう！」



優秀賞

「エコカーにのろう」



〈中学生の部〉

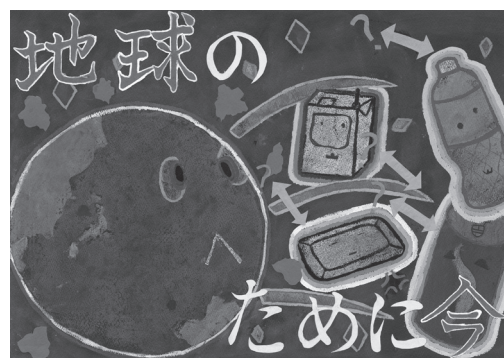
最優秀賞

「笑顔あふれる明るい地球」



優秀賞

優秀賞「地球のために今」



目標 2 空気のきれいな、落ち着いたまちにします

主な関連施策 個別目標 1、個別目標 4

主な担当課 交通安全対策課、環境保全課、廃棄物対策課、都市計画課、
都市交通対策室、街路事業課、各土地地区画整理事務所

事業活動や日常生活から発生する大気汚染を防止し、騒音・振動、悪臭*を削減するため、監視体制を整え、規制や指導を行うほか、自動車利用の抑制などを啓発し、良好な大気環境づくりを目指します。

—現状と課題—

●大気汚染

大気汚染物質は、工場や事業所などの固定発生源からのものと、自動車など移動発生源からのものがあります。

本市では、ばい煙*、揮発性有機化合物*、粉じん*等の大気汚染物質を排出する工場・事業場に対し、法令に基づいた規制および指導を行い、大気汚染物質の削減を図っています。

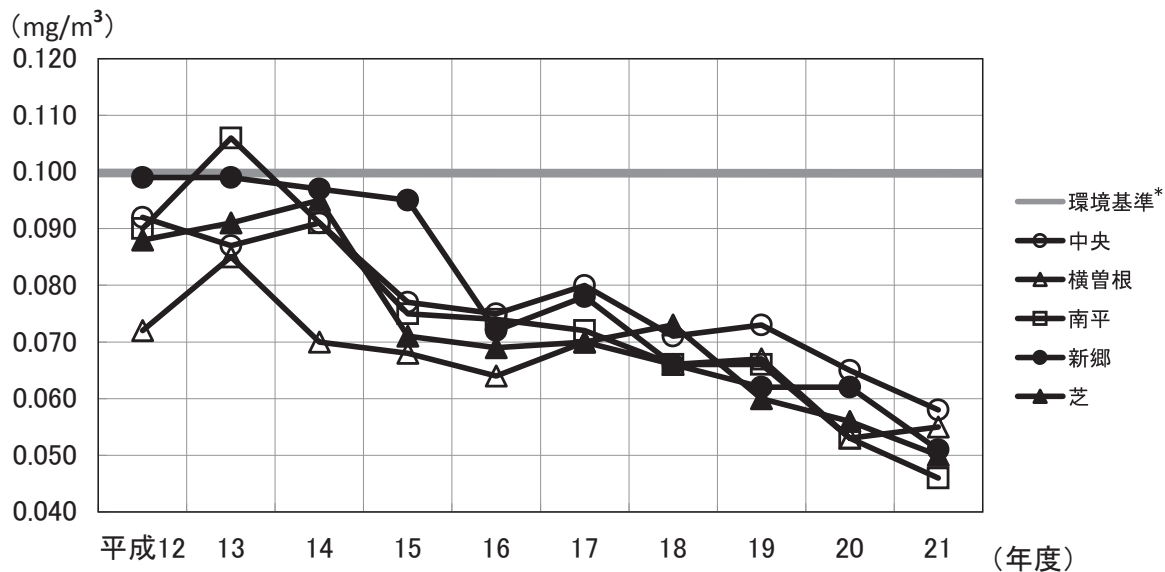
また、市内の大気汚染の状況を把握するため測定局を設置し、光化学オキシダント*、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*などの大気汚染物質について、法令に基づく常時監視*を実施しています。

自動車排出ガスについては、「自動車 NOx・PM 法*」に基づく対策や、九都県市*によるディーゼル車の規制をはじめ、市域の公共交通機関の整備、街路整備、放置自転車や違法駐車対策のほか、エコドライブ*運転の普及・啓発を実施しています。

これらの対策により、近年は、光化学オキシダントを除いたすべての測定項目が、環境基準*を達成しています。光化学オキシダントについては、本市を含め全国のほとんどで環境基準が達成されていません。

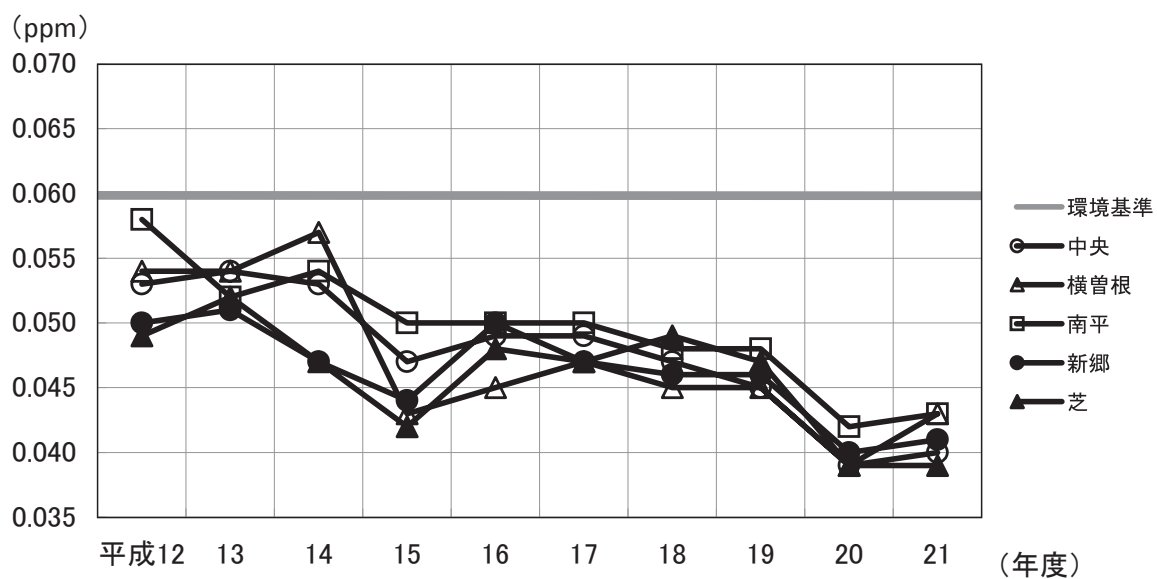
今後は、引き続き、監視・測定を行っていくとともに、環境基準が達成されていない光化学オキシダントについては、全国規模での対策が必要となっています。

■浮遊粒子状物質*の経年変化（一般環境大気測定局*）



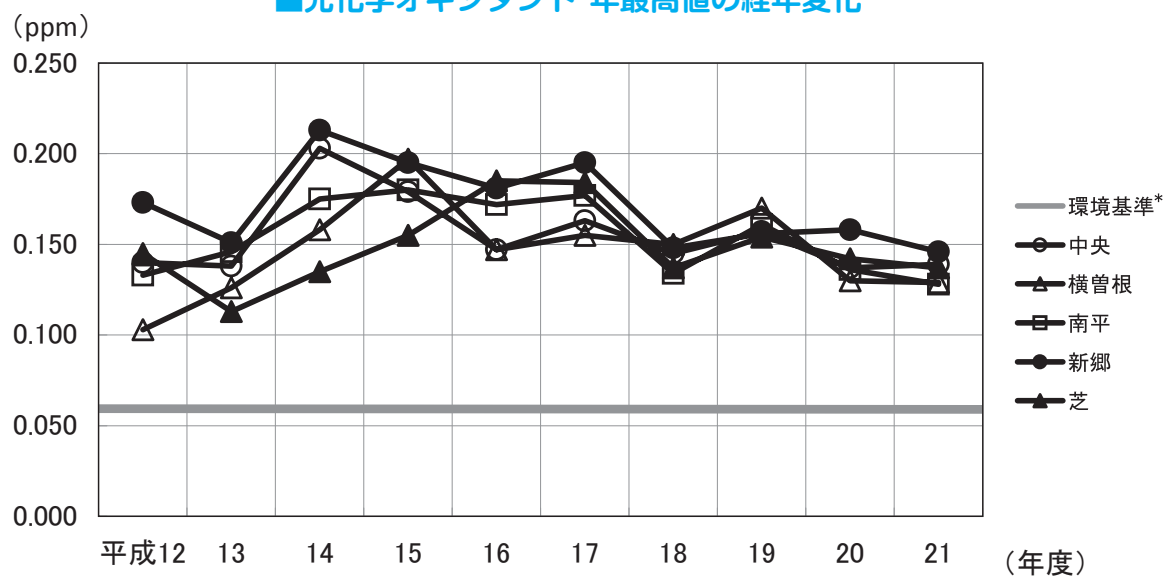
資料：環境部環境保全課

■二酸化窒素*の経年変化（一般環境大気測定局）



資料：環境部環境保全課

■光化学オキシダント*年最高値の経年変化



資料：環境部環境保全課

●騒音・振動、悪臭*

騒音・振動、悪臭は、人によって感じ方がさまざまで、これらを強く感じる方にとっては、日常生活に直接影響を及ぼすことから感覚公害と言われています。

騒音・振動の発生源は、自動車、工場・事業場、建設作業、深夜営業等、多様化しており、状況に応じて、法令に基づいた規制および指導を行っています。

また、法令に基づき、主要幹線道路の自動車交通騒音、道路交通振動を測定し、騒音については、測定結果をもとに面的評価*を実施しています。面的評価の環境基準*の達成率は、国道122号線では約30%と低い状況が続いていますが、その他の道路については、約90%の達成率になっています。

悪臭は、工場や事業場からだけでなく、住宅の浄化槽*の不適切な管理が原因であったり、人の感覚や気象条件にも左右されやすく、さまざまな要因からなる複合臭である場合も多く、対策が困難な問題です。

悪臭についても、近年増加している複合臭への対応を含め、工場・事業場等の発生源に対して臭いを軽減させる対策を講じるよう指導を行っています。

これらの問題については一定の改善が見られたところですが、解決には長期間を要する問題もあることから、今後も、引き続き、監視・測定を行っていくとともに、発生源に対して規制基準を遵守するよう規制・指導や啓発を行っていくことが必要です。

■騒音環境基準達成率

項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自動車騒音の 面的評価*	達成率	71.2%	86.4%	93.0%	83.9%	88.3%
	達成住居数 ／測定住居数	4,076 ／5,721	8,648 ／10,006	9,787 ／10,520	6,371 ／7,594	5,720 ／6,478

※「自動車騒音の面的評価」とは、道路から50m以内に存在する個々の住居について、環境基準の適合状況を把握する評価です。

一施策・事業一

<2-1 発生源に対する規制および指導>

- ①法令の規制対象事業所に対して、立入検査および指導を行います。
- ②アスベスト*を使用している建築物等の解体工事や除去作業等に対して、飛散による被害が生じないように、届出に基づき立入検査および指導を行います。
- ③野外焼却や廃棄物の不適正な処理を防止するため、パトロール・指導等について強化します。

- ④工場・事業場からの施設設置および特定建設作業実施の届出等の際し、公害防止の事前指導を行うほか、市民から相談のあった工場等に対して個別指導を行います。
- ⑤法令の規制対象事業所に対して公害防止組織を整備し、施設を適正に管理するよう指導を行います。
- ⑥交通量が多く騒音被害が懸念される幹線道路等について低騒音舗装*の敷設を関係機関に要請します。
- ⑦法令の規制対象外となる日常生活から発生する公害の相談に基づき、個別に指導・啓発を行います。

< 2-2 大気汚染防止対策 >

- ①大気汚染物質の抑制のため、法令の規制対象外の事業所に対しても、パトロールや市民からの情報提供により立入検査を行います。
- ②事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。【1-1、3-2 再掲】
- ③違法駐車に対する規制が強化された改正道路交通法に基づき、状況に応じて適切な違法駐車対策を進めます。

< 2-3 環境監視の推進 >

- ①市内に一般環境大気測定局*および自動車排出ガス測定局*を配置し、大気汚染の常時監視を行います。
- ②市内の幹線交通を担う道路における自動車騒音の常時監視や振動の測定を行います。
- ③大気環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。

< 2-4 自動車交通量の低減化および交通流の円滑化 >

- ①関係機関との協力により、歩行者や自転車が通行しやすい道路に整備します。
- ②放置自転車対策として、駐輪場の整備、放置自転車の撤去、利用者へのマナーの啓発を推進します。

③鉄道駅周辺の駐輪場環境の改善を図るほか、道路や歩道のバリアフリー*化を図り、ユニバーサルデザイン*を推進します。

④バス交通の定時性の確保や利便性の向上を図るため、バスロケーションシステム（バスの運行情報案内）や公共車両優先システムの整備、およびミニバス*の導入を関係機関に要請します。

⑤公共交通機関の整備を関係機関に要請し、利用を促進します。【1-2 再掲】

⑥交通安全運動期間などに街頭活動を通じた安全運転マナーの啓発を行います。

< 2-5 エコドライブ*の普及と促進 >

①エコドライブ運動を推進します。【1-2 再掲】

— 施策推進の指標 —

①大気環境基準*達成率

項目		現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
大気汚染 常時監視*	達成率	80%	100%	100%
	達成項目数 ／測定項目*数	4 / 5	6 / 6	6 / 6

※測定項目は、二酸化窒素*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*、二酸化硫黄*、一酸化炭素*、微小粒子状物質の6項目です。

②騒音環境基準達成率

項目		現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
自動車騒音 の面的評価*	達成率 達成項目数 ／測定項目数	88.3%	100%	100%

※「自動車騒音の面的評価*」とは、道路周辺 50 m に存在する個々の住居について、環境基準の適合状況を把握する評価です。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、可能な限りすべての人が利用しやすい製品や環境などのデザインを目指す概念。

大気汚染と騒音・振動、悪臭*の発生を防止しましょう

■市民の取り組み

- ◎自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう
- ◎近くへ行くときは、徒歩や自転車を利用しましょう
- ◎遠くへ行くときは、なるべくバスや電車などの公共交通機関を利用しましょう
- ◎ノーカーデー*に協力しましょう
- ◎路上駐車はやめましょう
- ◎車に乗るときは、急発進・急加速などの乱暴な運転はやめましょう
- ◎駐停車時のアイドリングストップ*を心がけましょう
- ◎自家用車の点検・整備を定期的に行いましょう
- ◎自家用車を購入する時は、低燃費・低公害車*を選びましょう
- ◎夜間のピアノやカラオケなどの使用は、近隣への影響を考えましょう
- ◎クーラーなど家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう
- ◎ごみや浄化槽*からのにおいを出さないよう、管理を適正に行いましょう

■事業者の取り組み

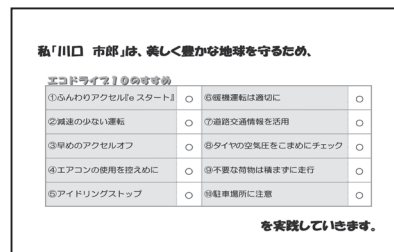
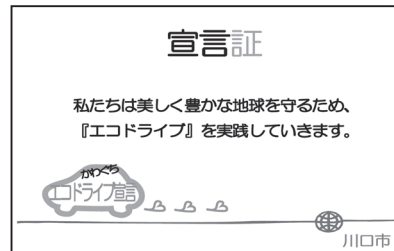
- ◎ばい煙*や粉じん*については、法令に基づく排出基準・構造基準を守りましょう
- ◎焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野外焼却をしないようにしましょう
- ◎店舗・事務所をつくる時は駐車場・駐輪場を確保しましょう
- ◎ノーカーデーに協力しましょう
- ◎路上駐車はやめましょう
- ◎商品などの輸送は環境に配慮したグリーン配送*を推進しましょう
- ◎車を使用するときは、急発進・急加速などの乱暴な運転はやめましょう
- ◎駐停車時のアイドリングストップを心がけましょう
- ◎車両の点検・整備を定期的に行うとともに、過積載をしないようにしましょう
- ◎車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう
- ◎用途に応じて適正な排気量や大きさの車両を購入しましょう
- ◎騒音・振動による健康被害を出さないために、近隣の環境に配慮した作業時間を考えましょう
- ◎建設作業を行う時は、低騒音・低振動の機械や工法を採用しましょう
- ◎深夜営業の飲食店などは、近隣の生活環境に配慮しましょう
- ◎ごみや浄化槽からのにおいを出さないよう、管理を適正に行いましょう

エコドライブ*宣言

エコドライブを実践していただける個人・事業者の方に宣言していただき、ステッカーや宣言証を配布し、地球高温化*防止へつなげる取り組みを実施しています。



かわぐちエコドライブ
宣言ステッカー



宣言証（上：表、下：裏）

●エコドライブの効果

エコドライブは、環境性+経済性+安全性をトータルに高める運転方法です。

環境性：地球高温化の原因となっている二酸化炭素*（CO₂）や大気汚染の原因である窒素酸化物等を減らすことができます。川口市内におけるCO₂の約2割は自動車から排出されており、エコドライブの実践は、CO₂削減の取り組みの中でも効果的です。

経済性：燃費の向上につながり、燃料費を節約できます。実践しない運転と比べると、燃料代が約2割も削減されます。

安全性：エコドライブを実践することで、車間距離がとれ、急な飛び出しなどにも対応ができるなど、結果的に交通事故が少なくなります。安心して歩ける・走れる川口にもつながります。

目標 3　きれいな水の流れるまちにします

主な関連施策　個別目標 4、個別目標 8

主な担当課　環境保全課、河川課、下水道維持課、下水道推進課

事業所や家庭からの排水対策と河川への流入水の浄化、水質汚濁物質*の除去を進め、土壌汚染*対策とこれを通じた地下水汚染を未然に防止し、清らかな水の流れるまちを目指します。

—現状と課題—

●水質汚濁

本市を流れる河川は、高度経済成長期に著しく汚れていましたが、工場などの発生源に対する規制や、公共下水道の整備などにより次第に改善されてきました。今日では、河川の汚れは人口の集中などによる生活排水が汚れの大きな原因となっています。河川の水質の改善のためには、市民一人ひとりが、河川への愛着と心遣いを持つことが重要です。

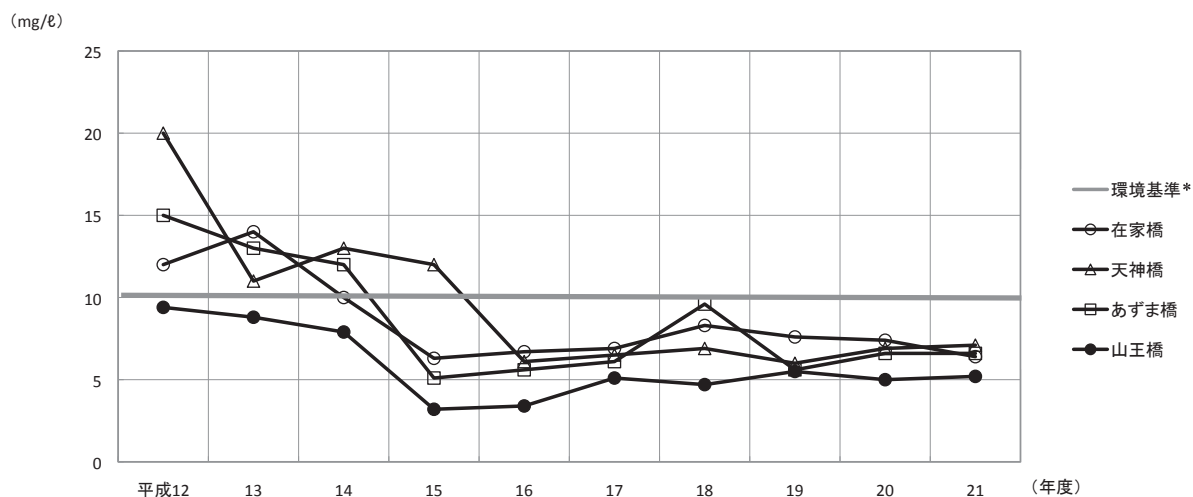
本市では、河川の水質汚濁を防止するため、法令に基づく事業所への立入検査や指導を行うとともに、生活排水対策として、合併処理浄化槽*の設置に対する支援や水質浄化に関する啓発等を行っています。

また、主要河川では、水質の常時監視*を行っており、人の健康に係る被害が生ずるおそれのある物質をはじめ、すべての項目で環境基準*を達成しています。なお、生物化学的酸素要求量（BOD*）については、横ばい傾向にあります。

今後は、計画的な公共下水道の整備に加え、公共下水道処理区域外の地域では、合併処理浄化槽の新設と、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進していくことが必要です。

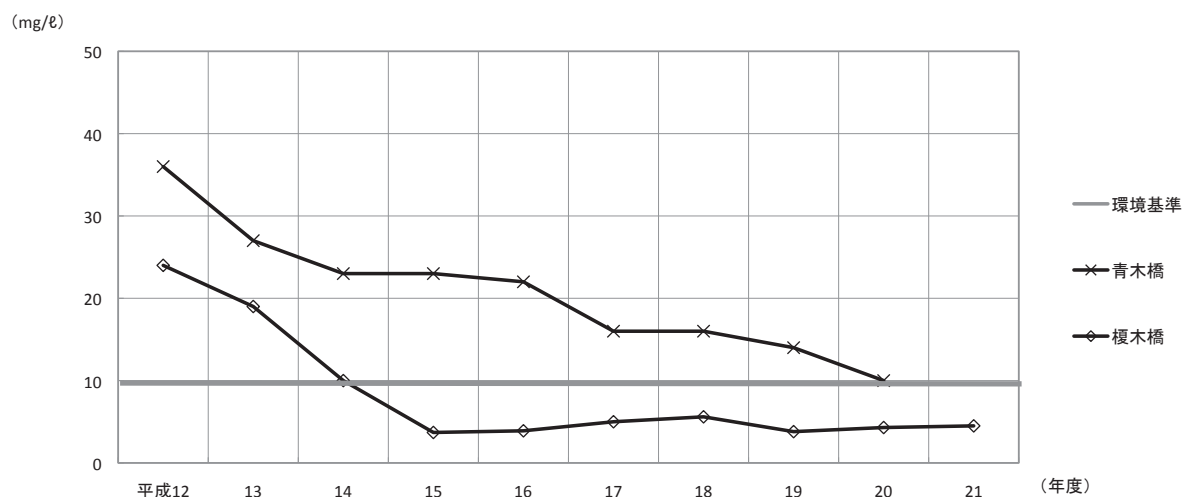
また、引き続き、事業所に対する立入検査や指導を行い、水質汚濁物質の排出削減を図るとともに、地域をはじめ、国・県・近隣自治体等との連携を図りながら、河川の水質改善に取り組んでいく必要があります。

■芝川・新芝川の BOD* 値の経年変化（75%水質値）



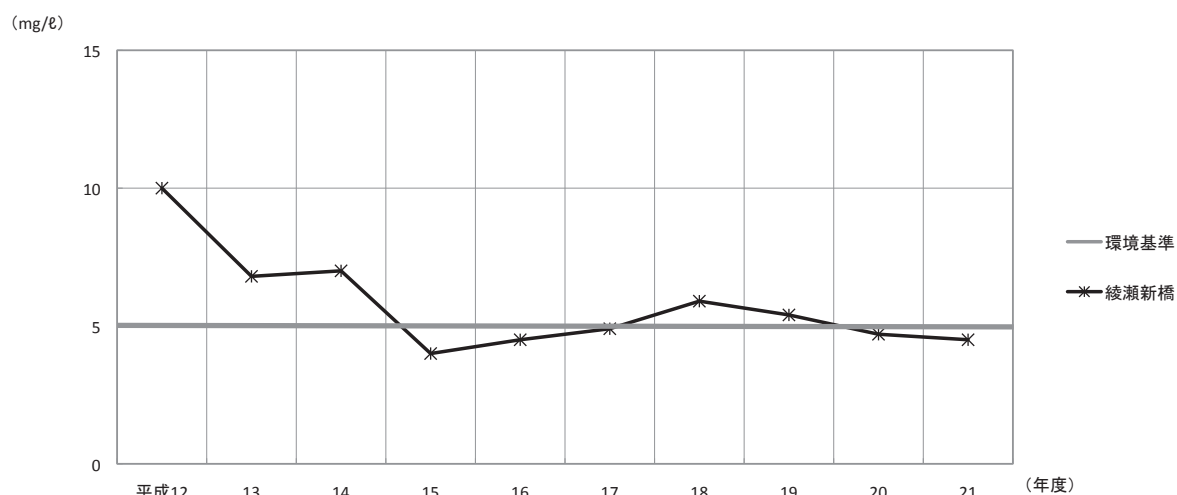
資料：環境部環境保全課

■芝川（旧芝川）の BOD 値の経年変化（75%水質値）



資料：環境部環境保全課

■綾瀬川の BOD 値の経年変化（75%水質値）



資料：環境部環境保全課

●地下水・土壌汚染*

地下水汚染の多くは、過去の事業活動において有害物質*が不適正に管理されたことで土壌が汚染され、その中に蓄積されたことにより、長い時間をかけて起こることから、その原因を特定し、解決することは困難です。

本市では、地下水の常時監視*を行っており、工場からの有害物質による汚染のほか、窒素系肥料の影響による非工業系の汚染等も確認されています。

土壌や地下水の汚染を防止するため、法令に基づき事業所に対し、立入検査や指導を行うほか、土壌汚染が発見された場合には、事業者に対して法令に基づいた対策の実施を指導しています。

今後も引き続き、事業所に対する立入検査や指導を行い、汚染の防止を図るとともに、地下水の常時監視を行っていく必要があります。

■地下水環境基準*達成率

項目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
概況調査	達成率	99%	100%	100%	100%	100%
	達成数 ／測定数*	77 / 78	78 / 78	104 / 104	52 / 52	78 / 78

※測定数＝測定地点数×測定項目数（測定項目は、「人の健康の保護に関する項目（26 項目）」です。）

—施策・事業—

< 3-1 発生源に対する規制および指導 >

- ①法令の規制対象事業所等に対して、立入検査および指導を行います。
- ②事業所に対して、土壌、地下水の汚染の防止および対策について指導を行います。

< 3-2 総合的な水質改善対策の推進 >

- ①国、埼玉県、流域自治体と連携し、河川の水質改善を推進します。【8-1 再掲】
- ②埼玉高速鉄道線に併設する導水管により、荒川の水を綾瀬川、芝川などに導水し、水質の改善を図ります。
- ③ヘドロ^{しゅんせつ}により水質の改善を図ります。
- ④公共下水道認可区域以外の地域での、新たな合併処理浄化槽^{*}の設置や、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換を支援します。
- ⑤事業者の公害防止設備等の設置の経済的負担を軽減するため、融資のあっせんおよび利子助成を行います。【1-1、2-2 再掲】
- ⑥公共下水道の普及を図るため、計画的な下水道整備を推進します。
- ⑦公共用水域^{*}の水質改善を図るため、雨水の一時貯留などにより、合流式^{かんきょ}管渠の雨水吐口からの放流水の水質改善を推進します。
- ⑧水洗化を促進するため、「水洗便所改造資金貸付制度^{*}」および「私道共同排水設備整備補助金制度^{*}」を推進します。

浚渫

河川・水路の底に溜まっている土砂を除去する作業のことをいう。

< 3-3 環境監視の推進 >

- ①地下水の常時監視*を行います。
- ②公共用水域*の常時監視を行います。
- ③水環境に関する常時監視、規制および指導等の内容や結果を公表します。
- ④水質汚濁状況の調査の一環として、水生生物調査を実施し、その結果を公表します。

< 3-4 水質汚濁防止活動の普及啓発 >

- ①市民や事業者に対して、水質浄化対策の啓発を行います。
- ②市民参加型の水質汚濁防止活動を推進します。

—施策推進の指標—

①公共用水域（河川）環境基準*達成率

項目		現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
BOD*値	達成率	100%	100%	100%
	達成項目数／測定項目数	6／6	7／7	7／7

②下水道処理人口普及率

項目	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
下水道処理人口普及率	82.1%	84.0%	順次整備*

※流域下水道計画やほかの都市計画事業と整合を図りながら事業を進めています。

③地下水環境基準達成率

項目		現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
概況調査	達成率	100%	100%	100%
	達成数／測定数*	78／78	78／78	78／78

※測定数＝測定地点数×測定項目数（測定項目は、「人の健康の保護に関する項目（26項目）」です。）

—市民・事業者の配慮指針—

川の水をきれいにするため、汚れた水を流さないようにしましょう
有害物質は適正に処理し、地下水や土壌を汚染しないようにしましょう

■市民の取り組み

- ◎調理くずや油などを排水口に流さないようにしましょう
- ◎分解性のよい洗剤の適量使用に努めましょう
- ◎公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに下水道に接続しましょう
- ◎公共下水道処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽*の設置により、適切な排水処理を行いましょう
- ◎浄化槽は適正に維持・管理しましょう
- ◎河川の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう
- ◎ガーデニングや家庭菜園などでの除草剤・殺虫剤などの使用はできるだけ少なくしましょう
- ◎使い残した除草剤・殺虫剤は厳重に保管するか、専門業者に処分を依頼しましょう

■事業者の取り組み

- ◎排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう
- ◎公共下水道の供用が開始されている区域では、速やかに下水道に接続しましょう
- ◎公共下水道処理区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置により、適切な排水処理を行いましょう
- ◎浄化槽は適正に維持・管理しましょう
- ◎河川の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう
- ◎調理くずや油などを排水口に流さないようにしましょう
- ◎事業所で扱う有害物質*の土壌への浸透を防ぐため、管理を徹底しましょう
- ◎減農薬栽培などに積極的に取り組み良好な農地の維持・保全に努めましょう

目標 4 有害化学物質による汚染のないまちにします

主な関連施策 個別目標 2、個別目標 3
 主な担当課 環境保全課、農政課

事業所が取り扱う有害な化学物質を適正に管理し、代替物質へ転換を促進するほか、市民・事業者・市が化学物質に対する正しい情報や知識を共有することで、環境リスクの低減と拡散防止を目指します。

—現状と課題—

●有害化学物質

わが国では、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法：PRTR 法）により特定化学物質の排出量が把握され、事業者の取り組みにより、化学物質の自主管理の改善が図られているところです。

法令で定められた化学物質は、その製造、使用、廃棄などの各段階で適切な管理が行われないと、環境汚染を引き起こしたり、人体や生態系に悪影響を及ぼすおそれがあることから、本市では、事業者から届出があった排出量・取扱量等を集計し、公表を行っています。

また、ダイオキシン類^{*}を発生する事業所に対して、排出基準^{じゅんしゆ}の遵守と立入検査による適正な運転管理を指導しています。

なお、法令で指定されているベンゼン^{*}等の有害大気汚染物質^{*}やダイオキシン類について、その実態を把握することを目的として調査を実施し、いずれも環境基準^{*}を達成しています。

今後も、引き続き、適切な監視、規制・指導や情報の収集・提供を実施していくとともに、事業者に対して、自主管理の改善を促進していく必要があります。

■有害大気汚染物質の環境基準達成率

項目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一般環境	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
	達成数 ／測定数 [*]	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8	8 / 8
沿道環境	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
	達成数 ／測定数 [*]	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1	1 / 1

※測定数は、測定地点数×測定項目数（測定項目は、一般環境ではベンゼン・トリクロロエチレン^{*}・テトラクロロエチレン^{*}・ジクロロメタン^{*}の 4 項目、沿道環境ではベンゼンの 1 項目です。）

■ダイオキシン類*環境基準*達成率

項目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
大気、河川水、 河川底質、 地下水、土壌	達成率	100%	100%	100%	100%	100%
	達成地点数 ／測定地点数	9／9	9／9	9／9	9／9	9／9

―施策・事業―

< 4-1 発生源に対する規制および指導 >

- ①法令の規制対象事業場に対して、規制基準^{じゅんしゆ}を遵守するよう立入検査および指導を行います。
- ②法令の規制対象事業所に対して、公害防止組織を整備し、施設を適正に管理するよう指導を行います。

< 4-2 有害化学物質による汚染防止対策 >

- ①パトロールや市民からの情報提供により、法令基準に適合しない焼却炉による違法な焼却を防止します。
- ②アスベスト*が含有されているおそれのある吹付け建材の分析調査を行い、吹付けアスベストまたはアスベスト含有ロックウールの除去を促進します。
- ③事業者に対して、有害化学物質の使用抑制を図るよう啓発します。

< 4-3 環境監視の推進 >

- ①「有害大気汚染物質*モニタリング指針」に基づき、「優先取組物質」の状況を調査します。
- ②大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中のダイオキシン類を調査します。
- ③大気、河川水、河川底質、地下水および土壌中の環境に関する常時監視*、規制および指導等の内容や結果を公表します。

< 4-4 有害化学物質に関する情報の収集および提供 >

- ①有害化学物質に関する正確な知識の普及と、市民への情報提供を推進します。
- ②事業者が地域住民に対して、化学物質に関する情報公開することにより、相互理解を図れるよう、県などと連携して支援します。
- ③パンフレットの配布や市ホームページ等により、営農者のみならず市民に対しても、農薬使用に関する正しい知識の普及を図ります。

— 施策推進の指標 —

①有害大気汚染物質*の環境基準*達成率

項目		現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
有害大気汚染物質	達成率	100%	100%	100%
	達成項目数 ／測定項目*数	4 / 4	4 / 4	4 / 4

※測定項目は、ベンゼン*・トリクロロエチレン*・テトラクロロエチレン*・ジクロロメタン*の4項目です。

②ダイオキシン類*環境基準達成率

項目		現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
大気、河川水、 河川底質、 地下水、土壌	達成率	100%	100%	100%
	達成数 ／種別*	5 / 5	5 / 5	5 / 5

※種別とは、大気、河川水、河川底質、地下水、土壌の5つです。

—市民・事業者の配慮指針—

化学物質に対する理解や認識を深め、情報を共有しましょう
化学物質による環境リスクを低減しましょう

■市民の取り組み

- ◎化学物質に関する情報の収集に努め、理解を深めましょう
- ◎化学物質による環境への負荷*が少ない製品の購入や使用をしましょう

■事業者の取り組み

- ◎化学物質の適正管理に努めましょう
- ◎有害化学物質の発生防止設備を整備しましょう
- ◎化学物質による環境への負荷の少ない事業活動をしましょう
- ◎化学物質に関する適切な情報公開をしましょう
- ◎安全な食品・製品の製造・販売に努めましょう

目標 5 人と自然が共生するまちにします

主な関連施策 個別目標 1、個別目標 6、個別目標 8

主な担当課 農政課、道路建設課、河川課、みどり課、公園課

市域に残る貴重な自然資源を保全し、将来にわたって、人を含めたすべての生き物が良好な関係で共生できるまちを目指します。

—現状と課題—

●水・緑

都市の緑は、そこに暮らす人々にうるおいとやすらぎを与えてくれるほか、レクリエーション機能や防災機能を持つ一方で、騒音・汚染物質の軽減、二酸化炭素*の吸収、ヒートアイランド*現象の緩和等、生活環境や地球環境の保全に対しても大きな役割を果たしてくれる存在です。

河川および河川敷は、下水道とともに都市型水害を防止する治水機能という重要な役割がありますが、さらに親水性*の向上や多種多様な生物が生息できる自然環境づくりとして、多面的な河川空間の保全と活用も求められています。

都市化の進んでいる本市では、これまでも、都市公園の整備や生産緑地*地区の指定、保全緑地*の指定等、緑の保全と創造を進めるとともに、「緑のまちづくり市民運動」を展開し、公共施設をはじめ、民有地の緑化を推進してきました。

この結果、2010（平成 22）年 3 月 31 日現在、395 箇所、175.4 h a の公園が整備されていますが、人口の増加や無償提供公園の返還等もあり、市民 1 人あたりの公園・緑地面積は、3.40 m²にとどまっています。

市内に残る貴重な自然空間は、常に開発圧力にさらされていますが、今後も、公園・緑地の整備、公共施設や民有地の緑化、河川の水質浄化、安全な水辺空間の整備を計画的に進め、生物の生息にも配慮した新たな水と緑のネットワークづくりを地域ぐるみで推進していく必要があります。

■都市公園の面積および数

項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
面積 (㎡)	1,749,700	1,783,354	1,782,199	1,760,291	1,756,020
数 (箇所)	394	403	402	397	396

資料：都市計画部公園課 ※各年度、4月1日現在

■保全緑地*等の指定数

項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
面積 (㎡)	65,881	71,378	103,626	114,193	111,445
指定数 (箇所)	16	19	20	23	23

資料：都市計画部みどり課

―施策・事業―

< 5-1 樹林地*の保全 >

- ①市民との協働による樹林地の保全・管理を推進します。
- ②貴重な樹林地や樹木を、「川口市緑のまちづくり推進条例*」に基づく「保全緑地」、「保存樹木・生け垣」に指定し、その保全に努めます。
- ③法律や埼玉県条例に基づいて指定された地域性緑地の保全に努めます。【1-2 再掲】
- ④「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、必要に応じて優良緑地の公有地化を進め、緑地の恒久的な保全を図ります。【1-2 再掲】

< 5-2 水辺地の保全 >

- ①治水対策、水質改善と共に生態系に配慮した良好な水辺環境の維持・再生に努めます。
- ②市民が水と遊び、生き物とふれあえるような親しみのある水辺空間を整備します。

< 5-3 農地等の保全と活用 >

- ①農地の遊休化および違反転用、不法投棄の防止または早期発見のため、農地パトロールを実施し農地の保全に努めます。
- ②見沼^{たんぼ}田圃、見沼代用水沿いの斜面林の保全に努めます。
- ③身近な緑地空間である生産緑地*地区の新規指定を進めます。
- ④遊休農地の解消を図るとともに、農業とのふれあいやコミュニケーションの場として、市民農園を活用します。

< 5-4 身近な緑の保全と創出 >

- ① 500㎡以上 3000㎡未満の敷地に建築物を新築する場合に、敷地内に一定規模以上の緑地を設けるように指導します。【1-2 再掲】
- ②道路改修に併せて、広幅員の歩道の緑化を図ります。
- ③生物の生息・移動空間の形成に配慮して、樹林地*の保全や道路、河川の緑化を推進します。
【1-1 再掲】
- ④生け垣の設置や屋上の緑化を支援します。
- ⑤種苗等のあっせん・支給事業等を通じて、身近な緑地の創出を推進します。【1-2 再掲】
- ⑥市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。
【8-3 再掲】
- ⑦樹林地の保全・管理を行う自然再生活動団体を支援します。【8-3 再掲】
- ⑧市街地内において、身近に自然とふれあうことのできる公園を、新設や既存の公園の整備の中で推進します。
- ⑨緑化の推進や自然再生活動を行う市民団体などを育成し、これらの団体の協力を得ながら、緑の保全と創出を推進します。【8-4 再掲】

—施策推進の指標—

①都市公園の面積

項目	現状値* (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
面積	1,754,430㎡	1,912,000㎡	順次整備により拡大
1 人あたりの公園面積	3.40㎡	3.79㎡	順次整備により拡大

※平成 22 年 3 月 31 日現在

②保全緑地*等の指定数

項目	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
保全緑地の箇所数、 面積	23 箇所 113,140㎡	28 箇所 163,000㎡	指定・拡大
保存樹木の本数	154 本	160 本	指定
保存生け垣の箇所数、 延長	29 箇所 1,878 m	32 箇所 2,000 m	指定・延長

グリーンカーテン大作戦

地球高温化*とヒートアイランド*対策を目的として、市内公共施設で、建物に入り込む夏場の強い日差しを遮るため、つる性の植物（アサガオ、ヘチマ、ニガウリ等）を使ってカーテンをつくる取り組みを行っています。



—市民・事業者の配慮指針—

地域に応じた緑の保全、緑化を推進しましょう

良好な水辺環境づくりを推進しましょう

生態系に悪影響を及ぼさない、自然と共生する生活を送りましょう

■市民の取り組み

- ◎市内に残された貴重な緑地空間、水辺空間を大切にしましょう
- ◎緑地空間づくり、水辺空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう
- ◎樹林地*や農地にごみを不法投棄することはやめましょう
- ◎敷地内の樹木などは大切に保存しましょう
- ◎庭や生け垣に蝶や鳥が集まる木や花を植えましょう
- ◎共同住宅ではベランダでガーデニングをしましょう
- ◎植木鉢がおける場所では、外に向けて花などを植えましょう
- ◎屋上や壁面を緑化しましょう
- ◎自然について学ぶため、地域や学校で行われる身近な生き物の生息空間（ビオトープ*）づくりに参加しましょう
- ◎身近な自然にある植物や野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう
- ◎動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう
- ◎豊かな自然が残された地域では、地域固有の生態系を保全することから、ハーブや園芸種などをむやみに野外に植えることは避けましょう
- ◎植栽にあたっては、郷土種を用いるなど、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう
- ◎地域の固有種でない植物の種子を持ち込んだり、動物を放獣することはやめましょう
- ◎ペットは責任を持って正しく飼育し、遺棄・放流することはやめましょう

■事業者の取り組み

- ◎市内に残された貴重な緑地空間、水辺空間を大切にしましょう
- ◎緑地空間づくり、水辺空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう
- ◎樹林地や農地にごみを不法投棄することはやめましょう
- ◎地域や学校で行われる身近な生き物の生息空間（ビオトープ）づくりに参加しましょう
- ◎屋上や壁面を緑化しましょう
- ◎事業所の敷地には緑を多く取り入れ、周辺環境の向上に貢献しましょう
- ◎敷地内の樹木などは大切に保存しましょう
- ◎新たな開発に際しては野生動植物の生育・生息場所の保護・保全などに配慮しましょう
- ◎身近な自然にある植物や、野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう
- ◎動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう
- ◎植栽にあたっては、郷土種を用いるなど、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう

目標 6 歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします

主な関連施策 個別目標 5、個別目標 7、個別目標 8

主な担当課 廃棄物対策課、商工課、労政課、農政課、都市計画課、社会教育課

これまで受け継がれてきた歴史的・文化的資産のほか、良好なまちの景観や美観は、川口のまちを構成する貴重な財産であることから、これらを大切にする魅力あるまちを目指します。

—現状と課題—

●歴史・文化

本市の地場産業である鋳物は、江戸時代より荒川の良質な砂と江戸への舟運に恵まれて急速な発展を見せ、関連する機械工業や木型工業と合わせて、今日の産業都市の基盤を形成してきました。また、神根・安行・戸塚地区を中心とする一帯は、「安行の植木」、「神根の枝物」で知られる日本屈指の植木・花き*の生産地帯で、特に安行の植木は 350 有余年の歴史と伝統を誇り、国内はもとより海外へも販路を広げています。

これら以外にも、和竿製造業や味噌醸造業など多様な産業を背景にして発展した本市の歴史や文化は、新産業文化都市“かわぐち”発展の基礎をなすものとなっています。

これまで培われてきた伝統産業や技術等は、継続した発展を図るとともに、新たな産業の創出のため、人材確保・後継者育成などに取り組んでいく必要があります。

また、本市では、これまでにさまざまな文化財の調査・収集・保存を行い、郷土の歴史や文化を正しく理解していただくよう、周知を図ってきました。埼玉県指定文化財である赤山城跡*は、歴史的に貴重な史跡であることから、周辺環境も含めた整備事業を推進しています。

このような現在に残る貴重な有形文化財、民俗芸能等の文化財は、引き続き、所有者の協力を得ながら調査・収集・記録していくとともに、指定文化財や登録文化財として保存し、うるおいのある環境づくりの一環として、これらの歴史・文化に市民が触れ合う機会をつくり、郷土の財産として次世代へ引き継いでいく必要があります。

■指定文化財等一覧

種 別		国	県	市	計	指定文化財等の名称
有 形 文化財	建 造 物		2	7	9	鶴ヶ丸八幡神社本殿付棟札一枚、前川神社内本殿など
	絵 画		2		2	龍派禅珠の頂相、中峰明本頂相
	彫 刻		4	4	8	木造大日如来坐像（金剛界）など
	工 芸 品		4	3	7	銅造クジャク文磬、銅鐘、太刀（銘長光）など
	書籍・典籍・古文書		2	8	10	寒松日記及び寒松稿、北潜日抄など
	考 古 資 料			4	4	戸塚精進場遺跡出土品、善光寺の宝篋印塔など
	歴 史 資 料			8	8	伊奈家頌徳碑、妙法蓮華経版木など
民 俗 文化財	有形民俗文化財	1		2	3	木曽呂の富士塚、だるま鞠（踏たたら）など
	無形民俗文化財			5	5	安行藤八の獅子舞、江戸袋の獅子舞など
記念物	史 跡	1	2	4	7	見沼通船堀、新郷貝塚、龍派禅珠の墓など
	旧 跡		3		3	赤山城跡*、小谷場貝塚など
	名 勝			1	1	旧鋳物問屋鍋平別邸庭園
記念物	天 然 記 念 物		1	4	5	長徳寺のビャクシン、真乗院のコウヤマキなど
国 登 録 有 形 文 化 財		7			7	旧鋳物問屋鍋平別邸、旧田中家住宅*洋館など
計		9	20	50	79	

資料：教育総務部社会教育課 ※平成 22 年 3 月 31 日現在

●景観とまちづくり

本市では、地場産業である鋳物や植木などによる景観特性を活かしながら、川口駅西口のリリアパークをはじめ、各地域の道路、公園、河川等の公共施設を中心に景観整備を進め、併せて建築物の景観誘導を図りながら、快適でうるおいのある都市づくりを行ってきました。

さらに、都市景観についての市民意識を高め、市民とともにより優れた景観形成を図ることを目的に「川口市都市デザイン賞」を 1988（昭和 63）年から実施しており、市内の良好な景観を形成する民間建築物などを表彰し、魅力あるまちづくりの機運を高めています。

また、2007（平成 19）年に「川口市屋外広告物条例*」、「川口市景観形成条例」を施行し、「川口市景観計画」と合わせて、一定規模以上の行為について届出を義務付けています。

今後は、まちの顔としての個性とにぎわいのある駅周辺の景観や、荒川や芝川などの水辺、斜面林などの水と緑が織りなす景観、日光御成道等の歴史や文化を感じるおなりまち^{おなりまち}ことのできる景観など、それぞれの地域特性を踏まえながら、市民が愛着を感じることのできる景観形成を目指していく必要があります。

●まち美化

ごみの不法投棄は、衛生面や健康面で市民生活に影響を及ぼすだけでなく、自然環境に負荷を与え、まちの美観を損ねるなど、さまざまな問題へつながっています。

本市では、清潔できれいなまちをつくり、快適な都市環境を確保するため「川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例*」を施行し、対策に努めています。この条例では、散乱防止のための市民・事業者・市の役割分担のほか、飲料容器等の投棄行為の禁止、環境美化の促進に関する施策の実施、自動販売機による飲料等の販売事業者の義務等が規定されているとともに、飲料容器等を投棄した違反者への罰則規定も盛り込まれています。

不法投棄を監視するために、市民やクリーン推進員*からの情報提供に加え、不法投棄の多い場所を中心に不法投棄物の収集とパトロールを実施するとともに、民間団体による不法投棄の監視活動とも連携し、監視体制の強化に努めています。また、たばこの吸い殻のポイ捨て、受動喫煙、たばこの火による人体等への被害防止のため、2005（平成17）年5月1日「川口市路上喫煙の防止等に関する条例*」を施行するなど喫煙者の喫煙マナー向上を目指しています。

今後も、ごみの不法投棄や野焼き*などの防止に対する周知徹底を図ることが重要であり、市民の自主的な不法投棄を監視するパトロールや美化・清掃活動の実施など、市民・事業者・市すべての人々が一体となった取り組みを続けていくことが必要です。

—施策・事業—

< 6-1 文化財の保護・保存と活用 >

- ①文化財愛護精神と郷土愛の育成を図るため、市民への埋蔵文化財発掘調査の概要や新指定文化財の紹介など、郷土の文化財に関する最新の情報を紹介するとともに、文化財講演会を開催します。
- ②市のホームページや広報紙等を活用し、市民への文化財の紹介に努めます。
- ③市民の郷土意識の高揚や文化財愛護精神の育成を図るため、文化財センター収蔵資料や文化財センター分館（旧田中家住宅*）を活用します。
- ④市民の文化財愛護精神の育成、郷土の歴史学習、文化財ガイドの育成を目的として、市民による文化財愛護ボランティアである「川口文化財サポーター”魅がきたい”」の育成に努めます。
- ⑤歴史遺産である「木曾呂の富士塚」や「赤山城跡^{じょうせき}*」等の保存整備事業を推進します。
- ⑥無形民俗文化財は、本市に残る数少ない伝統的民俗芸能であることから、後継者の育成を支援するとともに、ホームページやパンフレットを通して市民への紹介に努めます。

クリーン推進員

本市が委嘱している、ごみ減量やリサイクルを推進する等の本市の施策への協力や、地域での環境美化活動を率先して行う地域のリーダー。

< 6-2 産業文化、伝統技術の保存と継承 >

- ① 鋳物技術講習会を通じ、鋳物・釣り竿^{ざお}などを中心とする地場産業の文化・伝統技術の継承・振興を支援します。
- ② 本市産業におけるさまざまな製造業の分野で、優れた技能の維持・発展に積極的に取り組む事業所を「川口市技能振興推進モデル事業所*」として認定・公表します。
- ③ 「川口市技術・技能者顕彰制度*」を通じて、鋳物・釣り竿^{ざお}・植木など優れた産業文化・伝統技術の継承・振興を支援します。
- ④ 川口緑化センターを活用し、植木・花き*の栽培育成等の伝統技術研修会、広報紙やインターネットを活用した情報発信、緑化産業振興のためのイベント等を実施します。

< 6-3 美しい景観とまちづくり >

- ① 市民との協働および市民意識の啓発により、都市景観の向上と地域ごとの特性を生かした景観形成の実現を目指します。
- ② 快適で住み良い街並みの形成および緑豊かな居住環境のあるまちづくりのため、地区計画制度の活用により緑化の推進を図ります。

< 6-4 まち美化の推進 >

- ① 不法投棄・散乱防止対策や路上喫煙*防止対策を行います。
- ② 「川口市まち美化促進プログラム*」登録団体等と協力し、まちの美化を図るとともに、市民に対する意識啓発を図ります。【8-3 再掲】

鋳物技術講習

鋳物工業の従事者を対象として、技術の向上を図るため、市、商工会議所、鋳物工業協同組合、埼玉県との共催で年4回（6、9、12、3月）講習会を開催しています。

—施策推進の指標—

①国・県・市指定文化財や登録文化財等の指定数

項目	現状値 (平成 21 年度)	目標値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 34 年度)
指定・登録文化財の 指定数	79 件	88 件	95 件

—市民・事業者の配慮指針—

貴重な歴史的遺産・文化財を守りましょう
すぐれた産業文化・伝統技術を守りましょう
美しく魅力あるまちの景観をつくり、守りましょう

■市民の取り組み

- ◎市の歴史や文化について学び、理解を深めましょう
- ◎有形・無形の歴史的遺産・文化財を守り、次世代に継承しましょう
- ◎川口市内を散策し、歴史・文化財の知識を深めましょう
- ◎自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創出に協力しましょう
- ◎住宅を新築・増改築等するときは、周辺の景観との調和に努めましょう
- ◎住宅の周りの清掃を行いましょう
- ◎ごみの持ち帰り運動や地域の清掃活動・緑化活動に参加・協力しましょう
- ◎たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、路上喫煙*をしないようにしましょう
- ◎ペットの糞は飼い主が責任を持って始末しましょう
- ◎不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市の担当部署に連絡しましょう

■事業者の取り組み

- ◎市の歴史や文化について学び、理解を深めましょう
- ◎有形・無形の歴史的遺産・文化財を守り、次世代に継承しましょう
- ◎すぐれた産業文化・伝統技術を継承しましょう
- ◎事業所の景観向上に努めましょう
- ◎たて看板や商品が歩道へはみ出すことのないようにしましょう
- ◎屋外広告物が景観を著しく阻害することのないようにしましょう
- ◎事業所や店頭の周りの清掃を行いましょう
- ◎地域の清掃活動・緑化活動に参加・協力しましょう
- ◎不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市の担当部署に連絡しましょう

全市一斉クリーンタウン作戦

常に清潔な環境づくりを目指し、年1回（11月の第3日曜日）、市民と市が協力して全市的な清掃活動を行っています。



全市一斉クリーンタウン作戦の様子

目標 7 ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます

主な関連施策 個別目標 1、個別目標 6、個別目標 8、個別目標 9

主な担当課 交通安全対策課、廃棄物対策課、戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ

ごみの発生・排出を抑制するとともに、資源として有効利用が可能なものはできるだけ再使用または再生利用する資源循環型のまちを目指します。

—現状と課題—

●ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用

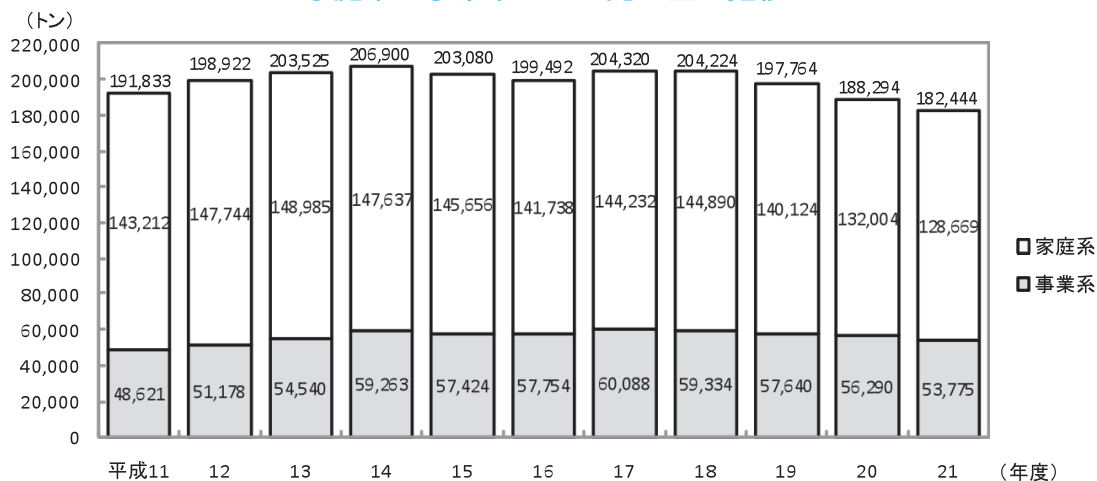
本市では、全国に先駆けて集団資源回収*運動や資源物の分別収集を実施し、ごみや資源物を適正に処理、再資源化するための施設の整備を計画的に進めてきました。

市民に対しては、1992（平成 4）年度から生ごみ処理容器を購入する際に補助金を交付する「生ごみ処理容器等購入費補助制度」を実施し、廃棄物の発生抑制にも取り組むとともに、2007（平成 19）年度から「3 R 推進活動等助成事業」として、町会および自治会が行う 3 R 推進に関する研修、不法投棄対策等の活動に対して助成し、市民の廃棄物問題に対する意識の向上を図り、循環型社会*の構築および地域コミュニティ意識の醸成に取り組んでいます。このようなさまざまな取り組みにより、近年では人口が増加しているにもかかわらず、ごみの排出量は減少傾向にあります。

ごみの問題に対処するためには、市民・事業者・市がそれぞれの責務と役割を果たしながら協働して 3 R（リデュース*：発生抑制、リユース*：再使用、リサイクル*：再生利用）を推進するとともに、環境への負荷*がより低減される方法で適正に処理を行うことが重要です。

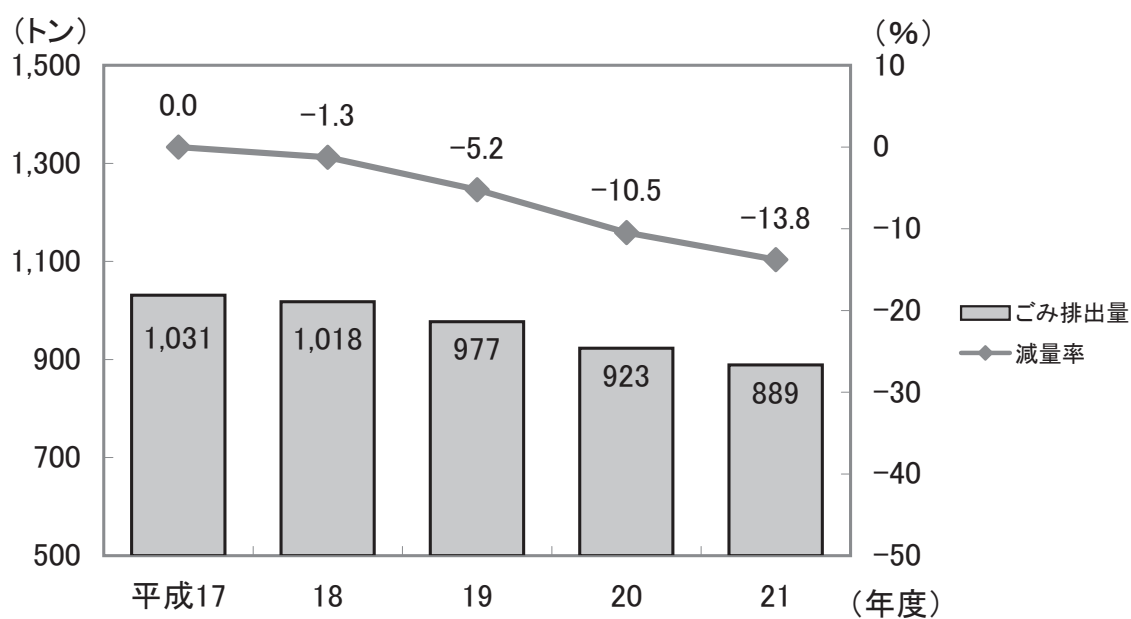
今後も、生産や流通、ライフスタイルを見直し、さらに、ごみの発生そのものが少ない循環型社会づくりを目指していく必要があります。

■家庭系・事業系ごみの発生量の推移



資料：環境部廃棄物対策課

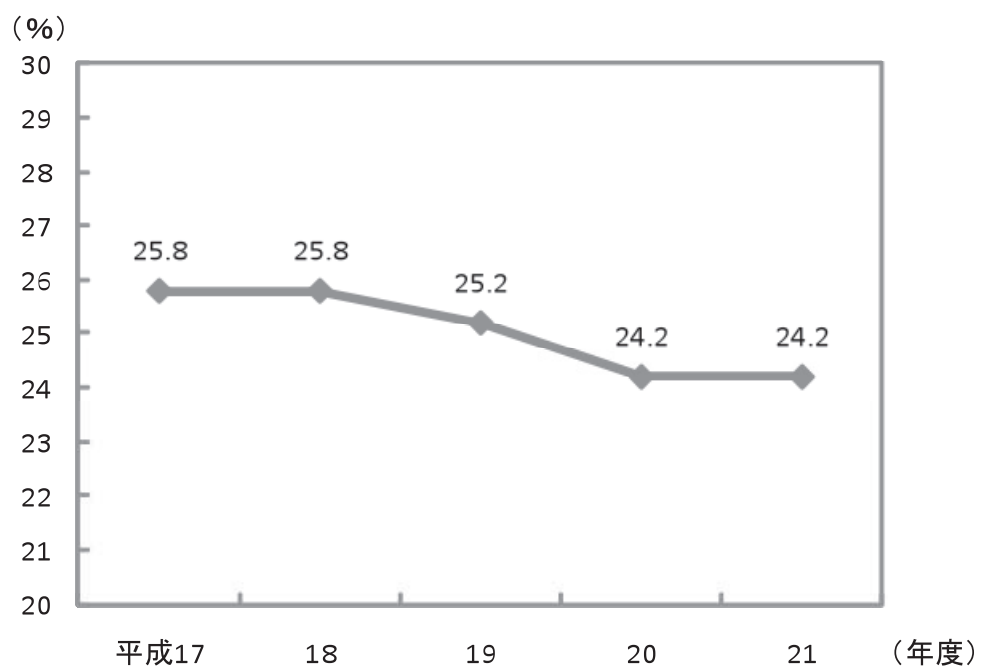
■ 1人1日あたりのごみ排出量および減量率*



資料：環境部廃棄物対策課

※平成17年度の1人1日あたりのごみ排出量を基準に、毎年度の同排出量がどの程度まで減量されたかを示した数値。

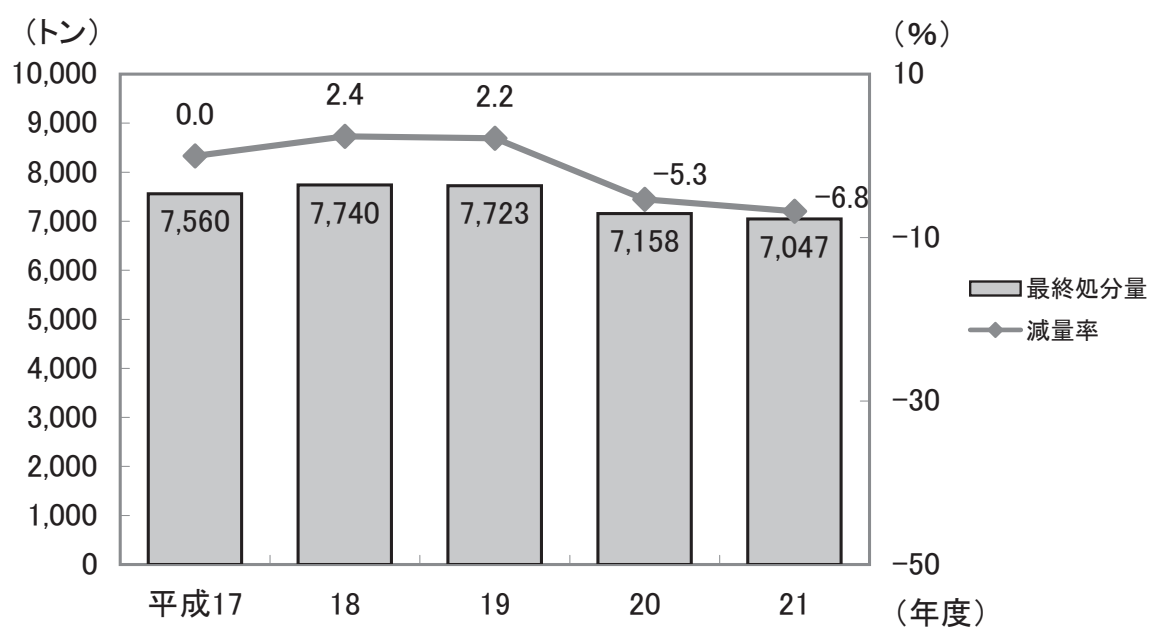
■ リサイクル*率



※毎年度のごみ発生量から資源化された割合を示す数値。

資料：環境部廃棄物対策課

■最終処分量および減量率*



資料：環境部廃棄物対策課

※平成17年度の最終処分量を基準に、毎年度の最終処分量がどの程度まで減量されたかを示した数値。最終処分量とは、焼却処理を経て埋め立て処分した量。

—施策・事業—

<7-1 ごみの発生・排出抑制（リデュース*）の推進>

- ①市のホームページや環境部広報紙などで排出者に対する発生源での減量や分別排出の徹底について啓発・指導を行うとともに、多量排出事業者に対し減量計画書の提出などの機会を通じた指導を行います。
- ②事業系一般廃棄物処理手数料の改定や家庭ごみの有料化の検討を含め、本市内から発生する一般廃棄物の減量化を推進します。

<7-2 再使用（リユース*）の推進>

- ①粗大ごみとして排出されたものの再生および活用を推進します。
- ②資源として分別排出された廃棄物の効率的な再資源化を行います。
- ③再生した放置自転車をジョイセフ*を通じて開発途上国に譲与します。

<7-3 再生利用（リサイクル*）の推進>

- ①分別排出された資源物をリサイクルプラザに搬入し、破袋処理、資源化不適物等の選別処理、圧縮梱包^{こんぼう}を行い、再生資源業者への売却または「容器包装リサイクル法*」に基づく指定法人への引渡しを行います。
- ②リサイクルの推進については、資源物を分別排出することだけでなく、再生資源から製造された製品を購入することによって「循環^{じゅんかん}の環^わ」が完結することから、市が率先してグリーン購入*を実践するとともに市民および事業者に啓発を行います。
- ③建築物等の分別解体および再資源化等の適正な実施を確保するため、必要に応じて、対象建設工事の受注者に対し、助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収等を行います。
- ④焼却炉から金属類を回収し、資源業者に売却する等、資源の有効利用を推進します。

＜ 7-4 普及啓発事業の推進および処理施設の整備 ＞

- ①ごみの減量化や再資源化を推進するため、市のホームページや環境部広報紙などで、3Rの推進、環境に配慮した事業活動やグリーン購入の重要性などについて積極的に普及・啓発活動を行います。
- ②3R推進月間などの環境に関する月間に合わせて3Rの推進、PRを集中的に実施し、効率的なごみの減量化を進めます。
- ③外国語版のごみの排出方法等のチラシを作成し、外国籍の方にごみの排出方法等情報をわかりやすく提供します。
- ④ごみ焼却施設等の余熱の有効利用を推進します。【1-1 再掲】

— 施策推進の指標 —

①発生源減量率

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
182,466 t	発生予測量に対し▲ 11.6% 目標発生量 190,491 t (発生予測量 215,487t)	※

※「川口市一般廃棄物処理基本計画*（ごみ処理編）」改訂時に検討します。

② 1 人 1 日あたりのごみ排出量の減量率

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
平成 17 年度対比 13.8%削減 889 g／人・日	平成 17 年度対比 10.9%削減 919 g／人・日	※

※「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」改訂時に検討します。

③リサイクル*率

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
24.2%	34.1%	※

※「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」改訂時に検討します。

④最終処分量および減量率

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
平成 17 年度対比 6.8%削減 7,047 t	平成 17 年度対比 4.1%削減 7,250 t	※

※「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」改訂時に検討します。

レジ袋の大幅な削減に向けた取り組み

川口市では、地球高温化*およびごみ減量対策、さらに、環境に優しいライフスタイル*に変わっていただくため、レジ袋の大幅削減について、市民・事業者・関係団体および行政で構成する「川口市レジ袋削減会議」で協議して参りました。

その結果、2008（平成 20）年 7 月 30 日に事業者、市民団体、市の三者で、「レジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定」を締結し、同年 11 月 10 日の川口の日から、協定締結事業者の市内店舗において、レジ袋の無料配布中止の取り組みを実施しています。

さらに、川口市・鳩ヶ谷市を一体の地域としてレジ袋の大幅削減について検討するため「川口市・鳩ヶ谷市レジ袋削減会議」を設置し、協議を実施するとともに、今までの取り組みと協定を踏まえ「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例*」を制定しました。



ポスター



レジ袋削減キャンペーン

ごみの減量と再資源化を進めましょう

■市民の取り組み

- ◎資源の大切さを認識し、物を大切にしましょう
- ◎買い物をするときはマイバッグをもっていきましょう
- ◎リターナブル容器*、量り売りや簡易包装の商品を優先的に購入しましょう
- ◎食材を使い切り、調理くずを出さないなどのエコクッキングを行いましょう
- ◎生ごみはよく水気を切りましょう
- ◎生ごみ処理機・処理容器を活用して自家処理を行いましょう
- ◎分別の方法や出す日時などのごみ出しのルールを守りましょう
- ◎ごみステーション*はきれいに利用しましょう
- ◎日常生活の中で分別等を行い、ごみの減量化・再資源化・再生利用を進めましょう
- ◎リサイクルショップやフリーマーケットを積極的に利用して、不用品をリサイクル*しましょう
- ◎集団資源回収*やスーパーなどの店頭回収に協力しましょう
- ◎エコマーク商品*や再生資源利用製品*・材料の購入・利用に努めましょう

■事業者の取り組み

- ◎事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理しましょう
- ◎事業所内で分別等を行い、ごみの減量化・再資源化・再生利用を進めましょう
- ◎資源の大切さを認識し、物を大切にしましょう
- ◎生ごみや剪定枝*などはできるだけ堆肥化するなど、自家処理を行いましょう
- ◎商品の輸送では、通い箱*など、ごみを出さない容器を使用しましょう
- ◎不用品を処分するときは、リサイクルできるものとできないものにきちんと分別しましょう
- ◎梱包や包装を簡素化しましょう
- ◎製造事業者は製品をリサイクルしやすい素材や構造に改良しましょう
- ◎販売事業者は再使用可能な製品（リターナブルびんなど）の流通を図るとともに、その回収に努めましょう
- ◎エコマーク商品や再生資源利用製品・材料などの販売、購入・利用を推進しましょう

かわぐちマイ箸プロジェクト

市内で伐採または剪定^{せんてい}された枝木を、「マイ箸」として加工し販売する事業を行っています。

- ◆すべて川口市内で作られた純川口産のマイ箸です。
- ◆これまで廃棄焼却処分^{せんてい}していた枝木を箸の材料に再利用します。
- ◆外食の際の割りばしの代わりに使うことでごみの削減になります。
- ◆携帯しやすい箸袋とセットです。
- ◆化学塗料ではない在胡麻油^{まごま}と蜜蝋^{みつろう}で防水加工しています。
- ◆販売価格には、環境事業支援金と買い替えの際に返金するデポジットが含まれています。



目標 8 協働して環境共生都市をつくります

主な関連施策 個別目標 1、個別目標 3、個別目標 5、個別目標 6、個別目標 7
主な担当課 環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課、リサイクルプラザ、河川課、みどり課

市民・事業者・市がおのおのの責務と役割を果たし、互いの立場を理解しながら協働して、環境と共生する持続的に発展できるまちを目指します。

—現状と課題—

●協働による取り組み

本市では、県内自治体に先駆けて、市民活動支援拠点施設としてかわぐち市民パートナーステーションを整備し、これまでにさまざまな施策に取り組んできました。

みんなで環境に優しい生活を実践して CO₂ を減らす取り組みである「エコライフ DAY」は、NPO*が中心となり、ボランティア等と市の協働により 2000（平成 12）年より運営を開始しました。協力企業の参加呼びかけなどにより、年々参加者数が増加しており、2009（平成 21）年度には 7 万人を超える参加がありました。

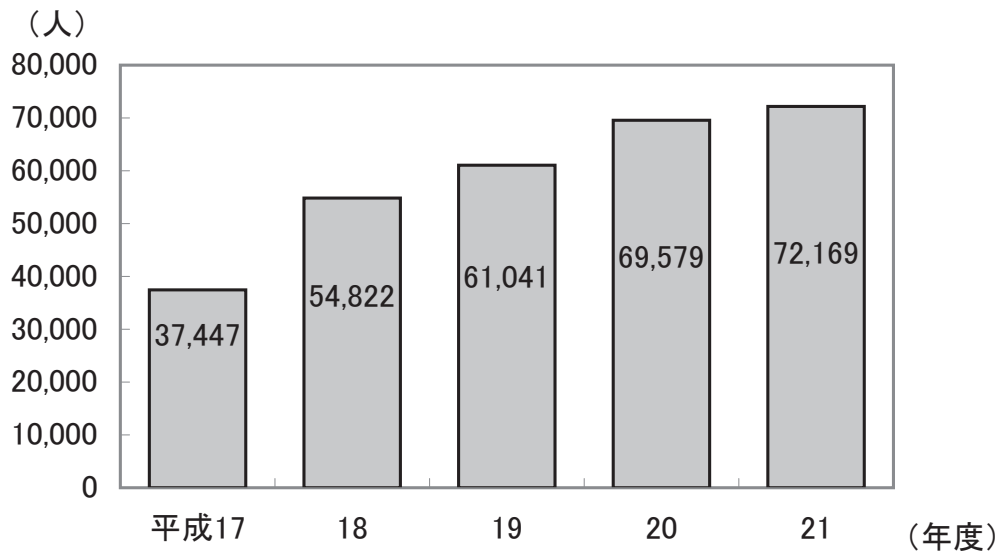
また、地球高温暖化*およびごみ減量対策、さらに市民のライフスタイル*の転換（グリーンコンシューマー*の育成）を目的に、2008（平成 20）年 11 月 10 日から 12 事業者の市内 20 店舗でレジ袋無料配布中止の取り組み（有料化実験事業）を実施しました。その後も協議を重ね、多くの事業者が参加し、レジ袋削減の実効性を高めるために条例化することが望ましいとの結論に至り、2010（平成 22）年 6 月には、市民・事業者・市の責務を明らかにした「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例*」を制定しました。

これからはさらに、地球規模で環境問題を捉えつつ、市民・事業者・市が課題を共有し、連携・協働して地域の環境問題に取り組んでいくことが重要です。そのためにも各主体の連携・参加を促し、さらに継続・拡大できるよう、機会づくり、場所づくり、仕組みづくりが必要です。

グリーンコンシューマー

訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をする時に、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいう。

■エコライフ DAYの参加者数



資料：環境部環境総務課

―施策・事業―

< 8-1 さまざまな主体との協働の推進 >

- ①市民・事業者・市が協働して、温室効果ガス*の削減に取り組み、地球環境に配慮したライフスタイル*、ビジネススタイルへ転換していきます。
- ②国、埼玉県、流域自治体と連携し、河川の水質改善を推進します。【3-2 再掲】
- ③市民・事業者・市が協働して一般廃棄物の3Rを推進します。

< 8-2 コミュニティ活動の支援 >

- ①地域の住民が協働して取り組む3R推進活動を支援して、廃棄物に対する意識の向上と廃棄物の減量化や再資源化を促進します。
- ②地域の住民と協働して廃棄物の減量と廃棄物からの資源回収に取り組みます。
- ③市民や地域の民間団体などと協働して公園・緑地など公共空間の清掃、除草活動を実施します。

< 8-3 自主的な市民活動の支援 >

- ①「ポイ捨てをしない、させないまちづくり」を目指して、市民・事業者・市が協働して、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止を推進します。
- ②「川口市まち美化促進プログラム*」に基づき、市民団体などと協働して、自主的なまち美化活動、ごみの散乱防止を推進します。【6-4 再掲】
- ③樹林地*の保全・管理を行う自然再生活動団体を支援します。【5-4 再掲】
- ④市民団体などによる道路や公園などの緑化活動を支援し、身近な緑の創出を推進します。【5-4 再掲】

< 8-4 協働推進の仕組みづくり >

- ①廃棄物の減量および適正な処理、循環型社会の形成などについて、市民・事業者・市が協働して調査・研究します。
- ②クリーン推進員*をリーダーとして、地域の住民が協働して、ごみ出しのルールを徹底を図ります。
- ③リサイクルプラザを拠点として、市民と協働による環境に配慮した活動を啓発します。
- ④緑化の推進や自然再生活動を行う市民団体などを育成し、これらの団体の協力を得ながら、緑の保全と創出を推進します。【5-4 再掲】

— 施策推進の指標 —

①エコライフ DAY の参加者数

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
72,169 人	85,000 人	100,000 人

地域の環境保全活動に協働して取り組みましょう

■市民の取り組み

- ◎事業者、市と連携して、環境保全活動を推進しましょう
- ◎地域の清掃活動や美化活動、環境保全活動に積極的に参加しましょう
- ◎参加型の環境調査やイベントに参加しましょう
- ◎環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょう
- ◎市民同士、環境保全活動団体、市との情報の相互交流に努めましょう
- ◎商店街や事業者と協力し合って、リサイクルシステム*の確立などの環境保全に取り組みましょう
- ◎自分たちが取り組んでいる環境保全活動を発表し、情報を提供しましょう

■事業者の取り組み

- ◎他の事業者や市民、市と連携して、環境保全活動を推進しましょう
- ◎地域の清掃活動や美化活動、環境保全活動に積極的に参加しましょう
- ◎参加型の環境調査やイベントに参加しましょう
- ◎環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょう
- ◎事業者同士、市民、環境保全活動団体、市との情報の相互交流に努めましょう
- ◎商店街や他の事業者、市民と協力し合って、リサイクルシステムの確立などの環境保全に取り組みましょう
- ◎自分たちが取り組んでいる環境保全活動を発表し、情報を提供しましょう

エコライフDAY

エコライフDAYでは、市民、小・中・高校生のみなさんに「エコライフDAYチェックシート（1日版環境家計簿*）」を配布し、その内容を参考に1日環境のことを考えた生活を実践してもらっています。実施した項目すべてをチェックシートに記入して集計すると、1日で自分が削減できたCO₂の量が分かる仕組みになっています。

項目	削減できるCO2の量 (g)
1. 冷蔵庫の扉をすぐ閉めた。	2
2. 洗剤を流すとき、水を流すのを止めた。	21
3. 洗濯機を1回回した。	34
4. 洗濯機を2回回した。	68
5. 洗濯機を3回回した。	102
6. 洗濯機を4回回した。	136
7. 洗濯機を5回回した。	170
8. 洗濯機を6回回した。	204
9. 洗濯機を7回回した。	238
10. 洗濯機を8回回した。	272
11. 洗濯機を9回回した。	306
12. 洗濯機を10回回した。	340
13. 洗濯機を11回回した。	374
14. 洗濯機を12回回した。	408
15. 洗濯機を13回回した。	442
16. 洗濯機を14回回した。	476
17. 洗濯機を15回回した。	510
18. 洗濯機を16回回した。	544
19. 洗濯機を17回回した。	578
20. 洗濯機を18回回した。	612
21. 洗濯機を19回回した。	646
22. 洗濯機を20回回した。	680
23. 洗濯機を21回回した。	714
24. 洗濯機を22回回した。	748
25. 洗濯機を23回回した。	782
26. 洗濯機を24回回した。	816
27. 洗濯機を25回回した。	850
28. 洗濯機を26回回した。	884
29. 洗濯機を27回回した。	918
30. 洗濯機を28回回した。	952
31. 洗濯機を29回回した。	986
32. 洗濯機を30回回した。	1020
33. 洗濯機を31回回した。	1054
34. 洗濯機を32回回した。	1088
35. 洗濯機を33回回した。	1122
36. 洗濯機を34回回した。	1156
37. 洗濯機を35回回した。	1190
38. 洗濯機を36回回した。	1224
39. 洗濯機を37回回した。	1258
40. 洗濯機を38回回した。	1292
41. 洗濯機を39回回した。	1326
42. 洗濯機を40回回した。	1360
43. 洗濯機を41回回した。	1394
44. 洗濯機を42回回した。	1428
45. 洗濯機を43回回した。	1462
46. 洗濯機を44回回した。	1496
47. 洗濯機を45回回した。	1530
48. 洗濯機を46回回した。	1564
49. 洗濯機を47回回した。	1598
50. 洗濯機を48回回した。	1632
51. 洗濯機を49回回した。	1666
52. 洗濯機を50回回した。	1700
53. 洗濯機を51回回した。	1734
54. 洗濯機を52回回した。	1768
55. 洗濯機を53回回した。	1802
56. 洗濯機を54回回した。	1836
57. 洗濯機を55回回した。	1870
58. 洗濯機を56回回した。	1904
59. 洗濯機を57回回した。	1938
60. 洗濯機を58回回した。	1972
61. 洗濯機を59回回した。	2006
62. 洗濯機を60回回した。	2040
63. 洗濯機を61回回した。	2074
64. 洗濯機を62回回した。	2108
65. 洗濯機を63回回した。	2142
66. 洗濯機を64回回した。	2176
67. 洗濯機を65回回した。	2210
68. 洗濯機を66回回した。	2244
69. 洗濯機を67回回した。	2278
70. 洗濯機を68回回した。	2312
71. 洗濯機を69回回した。	2346
72. 洗濯機を70回回した。	2380
73. 洗濯機を71回回した。	2414
74. 洗濯機を72回回した。	2448
75. 洗濯機を73回回した。	2482
76. 洗濯機を74回回した。	2516
77. 洗濯機を75回回した。	2550
78. 洗濯機を76回回した。	2584
79. 洗濯機を77回回した。	2618
80. 洗濯機を78回回した。	2652
81. 洗濯機を79回回した。	2686
82. 洗濯機を80回回した。	2720
83. 洗濯機を81回回した。	2754
84. 洗濯機を82回回した。	2788
85. 洗濯機を83回回した。	2822
86. 洗濯機を84回回した。	2856
87. 洗濯機を85回回した。	2890
88. 洗濯機を86回回した。	2924
89. 洗濯機を87回回した。	2958
90. 洗濯機を88回回した。	2992
91. 洗濯機を89回回した。	3026
92. 洗濯機を90回回した。	3060
93. 洗濯機を91回回した。	3094
94. 洗濯機を92回回した。	3128
95. 洗濯機を93回回した。	3162
96. 洗濯機を94回回した。	3196
97. 洗濯機を95回回した。	3230
98. 洗濯機を96回回した。	3264
99. 洗濯機を97回回した。	3298
100. 洗濯機を98回回した。	3332
101. 洗濯機を99回回した。	3366
102. 洗濯機を100回回した。	3400

目標 9 主体的に環境学習をすすめます

主な関連施策 個別目標 1、個別目標 7

主な担当課 環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課、戸塚環境センター、リサイクルプラザ、指導課

一人ひとりが、環境について学び、郷土への愛着を持つ「地球市民*」を目指し、持続的に発展できるまちをつくります。

—現状と課題—

●行動

持続可能な社会をつくるためには、一人ひとりが生活様式や事業活動と環境との関わりに気付き、自らの行動が環境に与える負荷を理解し、環境に配慮した行動を実行することが大切です。

本市では、「広報かわぐち」や「PRESS530」^{ふれすごうさんまる}などの広報紙、ホームページなどを活用して環境に関する情報を提供するとともに、さまざまな方を対象とした環境関連イベント、環境教室、環境講座などを開催し、環境保全に関する学びと実践の機会を提供しています。

また、市内小学校に通う 5 年生児童を対象に、家族が日常生活を送る中で子ども達がリーダーとなり、省エネ、ごみ減量作戦に取り組み、地球高温化*防止に貢献する「キッズ ISO14000 プログラム*」を実施しています。2009（平成 21）年度までに、5,922 名が参加しています。

今後は、2009（平成 21）年 3 月に策定した「川口市環境学習指針*」に基づき、家庭（個人）、地域、学校、事業者、民間団体、市（行政）が主体的に学習に取り組み、それぞれの役割を果たしつつ協働して環境学習活動を推進していくことが重要です。

■「キッズ ISO14000 プログラム」 入門編完了者数

項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
人数	155	1,233	1,191	1,169	1,334

資料：環境部環境総務課

キッズ ISO14000 プログラム

国際環境規格 ISO14001 をモデルに「子ども一人ひとりが家族とともに家庭を中心とした日常生活における環境マネジメントシステムの運用を自主的に実施する」ことで、子どもを通して地域社会に環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すもの。プログラムには入門編・初級編・中級編・上級編がある。

■環境出前講座「エコ・スクールン」の実施数、参加人数および講師登録団体数

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
参加人数	193	133	2,219	2,263
実施数	3	2	15	27
講師登録団体数（累計）	3	5	11	13

資料：環境部環境総務課

―施策・事業―

< 9-1 環境に目を向ける人づくり >

- ①研修会、講習会などの開催により、リーダーの養成や職員、教員の資質向上を図り、環境教育に関する人材の確保に努めます。
- ②「キッズ ISO14000 プログラム*」により子どもに対する環境教育を支援します。
- ③「キッズ ISO14000 プログラム」に取り組む子どもたちをサポートするエコキッズインストラクターを養成します。

< 9-2 環境に出会う機会づくり >

- ①環境月間などに合わせて、イベントや講演会など学習機会をつくります。
- ②さまざまな機会や要請に応じて環境出前講座「エコ・スクールン」を実施します。
- ③小・中学校・高等学校における環境教育・環境学習をさらに充実させます。

< 9-3 環境を学ぶ場所づくり >

- ①環境教育・環境学習の拠点を定め、学習環境の充実を図ります。
- ②「ごみまるまつり」等の市民・事業者・市が一体となって推進するイベントを開催します。

< 9-4 環境への理解を広める情報提供と普及啓発 >

- ①環境保全に関する施策の達成状況を広く公表するため、「川口市環境報告書」を発行します。
- ②市のホームページや環境部広報紙、チラシやイベント時のパネル展示などにより、ごみの減量、分別排出、収集・回収、資源化処理の仕組みを PR することで、3R の推進を図ります。
- ③教材や研究資料、イベント情報等が入手しやすいホームページづくりを進めます。

—施策推進の指標—

①「キッズ ISO14000 プログラム*」の国際認定者数（累計）

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
435 人	850 人	1,350 人

②環境出前講座「エコ・スクールン」の実施数

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
27 回／年	30 回／年	40 回／年

③環境大学、環境講座、環境講演会等の参加者数（累計）

現状値（平成 21 年度）	目標値（平成 27 年度）	目標値（平成 34 年度）
1,371 人	4,700 人	8,200 人

※数値は、「川口市地球温暖化対策地域推進計画」が策定された平成 19 年度以降の累計です。

環境出前講座「エコ・スクールン」

環境に関する豊かな経験や知識を有する市民・事業者を環境学習の講師とし、小・中学生などを対象に、環境出前講座「エコ・スクールン」を実施しています。

環境教育・環境学習の支援を図るとともに、持続的発展が可能な社会構築と、市民・事業者・市のネットワーク形成を目指しています。



環境出前講座「エコ・スクールン」の様子

—市民・事業者の配慮指針—

環境についてみんなで考え、学び、環境に配慮した行動を実践しましょう

■市民の取り組み

- ◎日常生活や行動が環境に関わっていることを意識しましょう
- ◎身の回りのことから環境に配慮した行動を心がけましょう
- ◎環境学習に参加し、都市生活型公害*やごみ問題などの身近な環境問題、地球高温暖化*などの地球環境問題*について理解を深めましょう

- ◎子どもと共に環境を考える活動に参加しましょう
- ◎環境を考える話し合いの輪を広げましょう
- ◎省エネやリサイクル*など、日常生活における環境に配慮した行動を実践しましょう
- ◎家族や友人と自然にふれあう機会を増やし、自然の現状や大切さを学びましょう
- ◎自然について学ぶため、地域や学校で行われる身近な生き物の生息空間（ビオトープ*）づくりに参加しましょう
- ◎身近な自然にある植物や野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう
- ◎市民・事業者・市で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換しましょう

■事業者の取り組み

- ◎日常生活や行動が環境に関わっていることを意識しましょう
- ◎環境学習に参加し、都市生活型公害*やごみ問題などの身近な環境問題、地球高温化*などの地球環境問題について理解を深めましょう
- ◎環境に関する指導者を育成しましょう
- ◎研修会の開催や環境情報の提供などにより、企業内で環境に関する意識を高めましょう
- ◎省エネやリサイクルなど、事業活動における環境に配慮した行動を実践しましょう
- ◎環境を考えた企業経営（ISO14001*取得、LCA*の実施など）を行いましょう
- ◎自然について学ぶため、地域や学校で行われる身近な生き物の生息空間（ビオトープ）づくりに参加しましょう
- ◎身近な自然にある植物や野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう
- ◎市民・事業者・市で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換しましょう

キャンドル・ナイト

市では、地球高温化防止や省エネルギーのための普及啓発を目的として、7月7日の「クールアース・デー」に合わせ、市民のみなさんの協力により照明を消し、キャンドルを灯すキャンドル・ナイトを実施しています。

また、併わせて、公共施設などのライトダウンを実施しています。



キャンドル・ナイトの様子

LCA（ライフサイクルアセスメント）

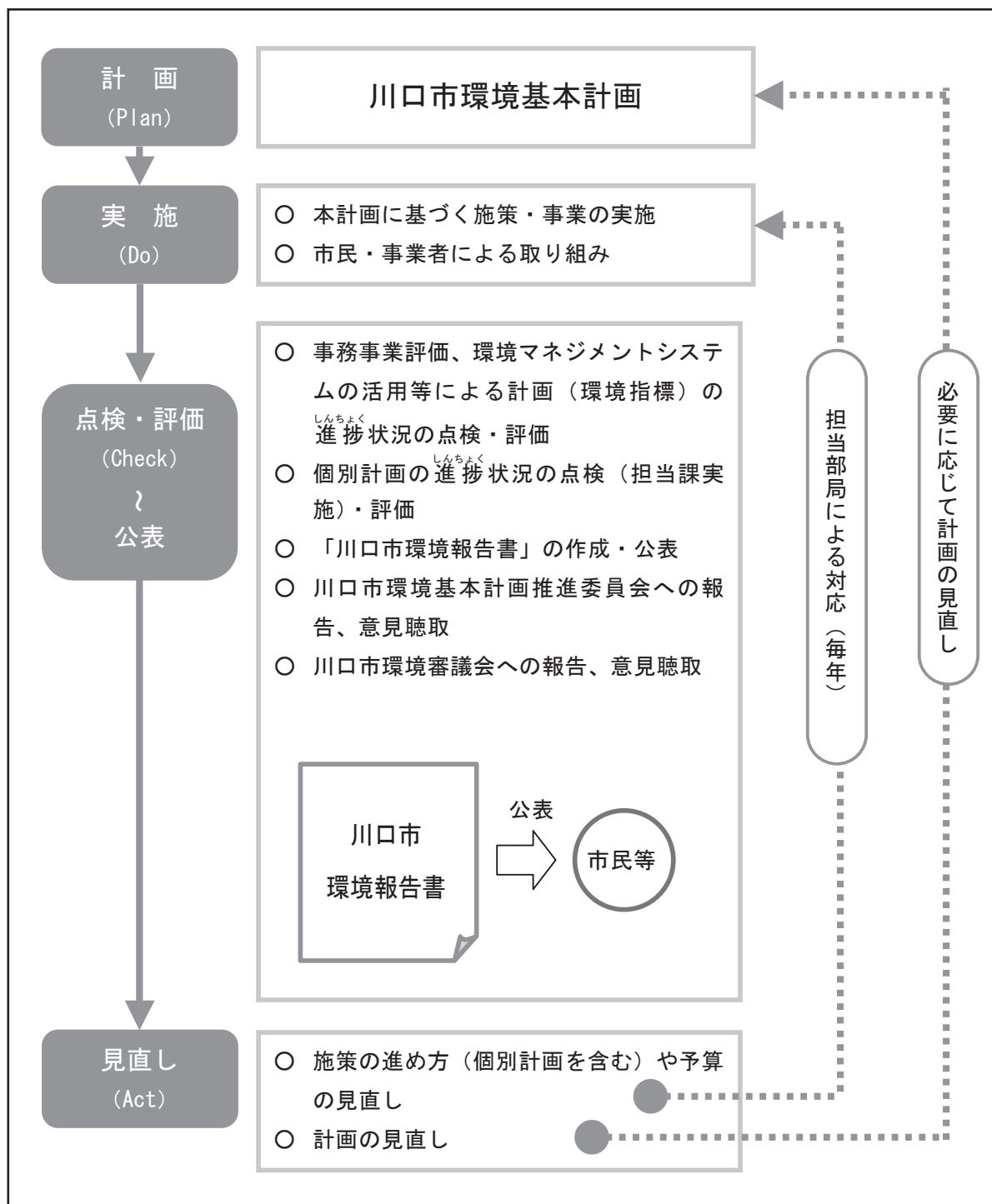
ある製品について、原料の調達から製造・使用・廃棄にいたるまでの全てのプロセスで発生する環境への負荷を総合的に評価する方法。

第4章

計画推進のために

1 進捗管理の考え方

本計画の進捗管理は、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）という PDCA サイクルに基づき、環境マネジメントシステム*の活用等により進捗状況を点検して「川口市環境報告書」として公表し、施策の進め方や計画の見直しを行います。



2 推進体制

本計画は、市民・事業者・市の協働により推進します。

●川口市環境審議会

環境の保全に関する市長の諮問に応じて専門的な審議を行い、答申や助言を行うとともに、「川口市環境基本計画」の施策・計画の見直しについて審議を行います。

●川口市環境基本計画推進委員会

市民・事業者・市の協働による施策の実施、目標の実現に取り組むため、「川口市環境基本計画推進委員会」を計画の推進母体として位置づけ、推進方策や進捗^{しんちょく}管理などに対する意見交換や市への提言を行います。

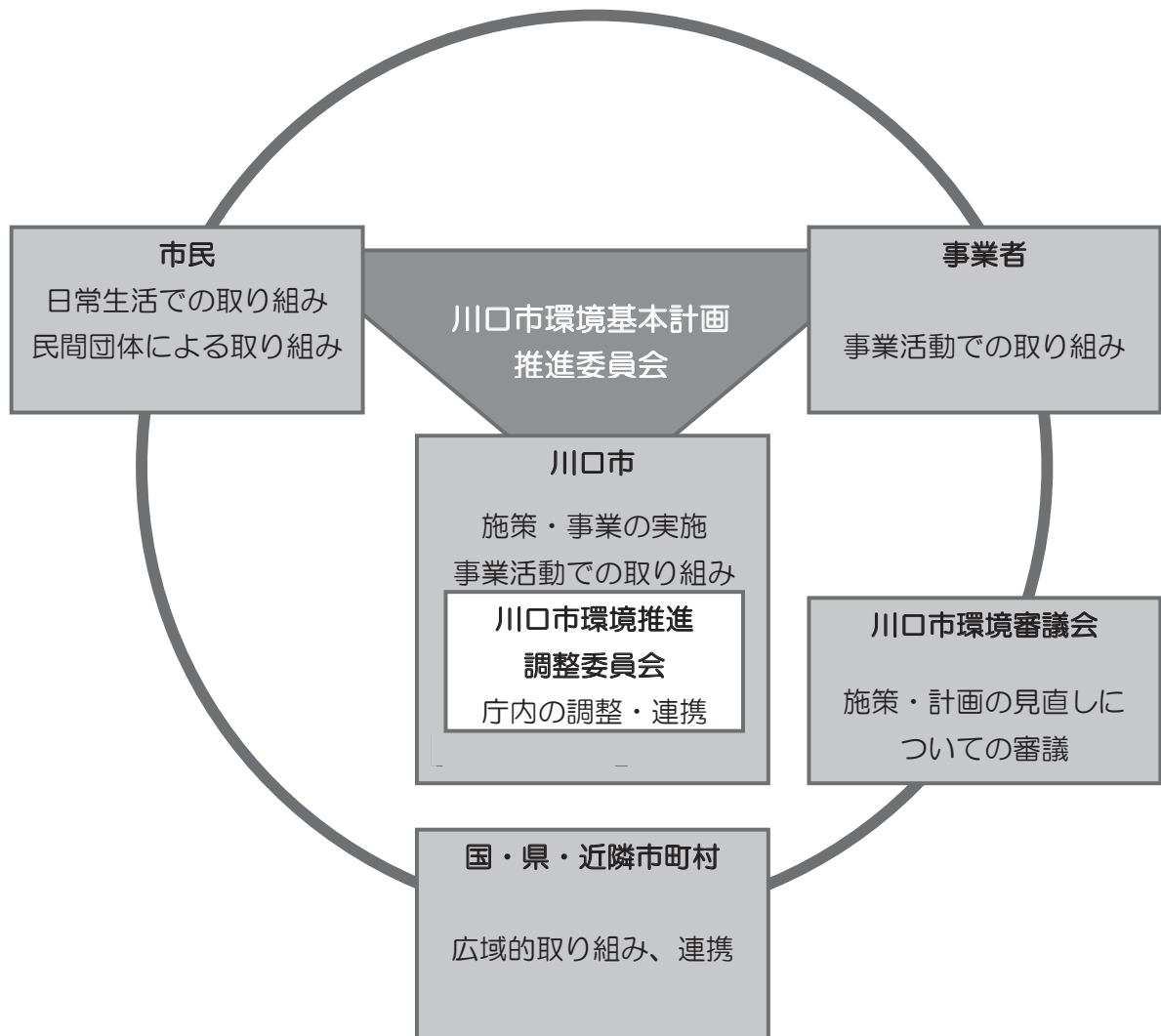
●川口市環境推進調整委員会

市は、施策の総合的かつ計画的な推進のため、「川口市環境推進調整委員会」を中心として、関係部局間での施策の調整や連携を図ります。

●広域的な連携

本計画の推進にあたり、地球高温化*や大気環境、水環境、自然環境など、広域的に取り組むことが必要な課題について、国や県、近隣市町村との連携を図ります。

●計画の推進体制



資料編

川口市環境基本条例

平成 10 年 9 月 28 日

条例第 58 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策等

第 1 節 施策の策定等に当たっての環境への配慮（第 8 条）

第 2 節 環境基本計画（第 9 条）

第 3 節 市が講ずる環境の保全等のための施策等（第 10 条—第 20 条）

第 4 節 地球環境保全の推進（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわ

たって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」と

いう。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者、市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

川口市環境審議会条例

昭和 46 年 4 月 1 日

条例第 21 号

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、川口市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平成 6 条例 27・平成 13 条例 18・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

（平成 6 条例 27・一部改正）

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

（昭和 46 条例 50・昭和 53 条例 60・平成 6 条例 27・平成 10 条例 20・一部改正）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（昭和 53 条例 60・平成 6 条例 27・一部改正）

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(平成13条例18・追加)

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(平成13条例18・追加)

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(昭和53条例60・全改、平成13条例18・旧第7条繰下)

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(昭和53条例60・昭和57条例1・一部改正、平成13条例18・旧第8条繰下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成13条例18・旧第9条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年11月1日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年3月30日条例第60号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 6 月 27 日条例第 27 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 53 年条例第 9 号) の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則 (平成 10 年 3 月 24 日条例第 20 号)

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 26 日条例第 18 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

川口市環境審議会 委員名簿

<◎会長 ○副会長>

区分	平成 20 年 8 月 1 日～平成 22 年 7 月 31 日		平成 22 年 8 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日	
知識経験者	○篠田 文男	川口市議会議員	○篠田 文男	川口市議会議員
	関口 京子	川口市議会議員	関口 京子	川口市議会議員
	柳沢 明美	川口商工会議所	杉本 佳代	川口市議会議員
	山口 征矢	東京海洋大学教授	山口 征矢	東京海洋大学名誉教授
	林 恒男	公募	斉藤 照夫	公募
	吉田 則子	公募	山口千恵子	公募
民間団体の代表者	井上 春江	NPO 法人 川口市民環境会議	井上 春江	NPO 法人 川口市民環境会議
	星野 明	社団法人埼玉県自動車 整備振興会川口支部	星野 明	社団法人埼玉県自動車 整備振興会川口支部
	小林 啓治	川口環境保全協議会	坂田 静江	川口環境保全協議会
			岸 丸美	川口 CEW 女性会議
業界関係者	◎須賀 義幸	川口機械工業協同組合	須賀 義幸	川口機械工業協同組合
	入野 純一	川口鋳物工業協同組合	◎入野 純一	川口鋳物工業協同組合
	大塚 一弘	埼玉県鍍金工業組合 第 7 支部長	大塚 一弘	埼玉県鍍金工業組合 第 7 支部長
関係行政機関の代表	小島 博通	埼玉県川口保健所副所長	高野真理子	埼玉県川口保健所副所長
	長谷川弘明	川口警察署生活安全課長	飯島 清	川口警察署生活安全課長

幹事	建設部河川課長	建設部河川課長
	都市計画部みどり課長	都市計画部みどり課長
	下水道部下水道推進課長	下水道部下水道推進課長
庶務	環境部環境総務課	環境部環境総務課

川口市環境基本計画推進委員会会則

(名称)

第1条 この会は、川口市環境基本計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、川口市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を円滑に推進するために進捗状況等について進行管理を行うものとする。

2 基本計画の推進についての意見及び調整に関すること。

3 市民・事業者・行政の協働による推進及び基本計画のPRに関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、おおむね30人の委員とし、川口市環境審議会及び同事務局が推薦する市民・民間団体、事業者、行政から選任された者で構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し議長となる。

(部会)

第7条 推進委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会は、推進委員会から提示のあったテーマについて、専門的に調査研究を行うとともに、その結果を推進委員会に報告する。

3 部会は、推進委員会の委員で構成し、必要に応じて委員以外の者を加えることができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、環境総務課において処理する。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

川口市環境基本計画推進委員会 委員名簿

<◎会長 ○副会長>

区分	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日		平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	
市民・民間団体	青山 春子	川口 CEW 女性会議	青山 春子	川口 CEW 女性会議
	○浅羽 理恵	NPO 法人 川口市民環境会議	○浅羽 理恵	NPO 法人 川口市民環境会議
	池原 宏二	公募	池原 宏二	公募
	岩崎 悦夫	グランドワーク川口	岩崎 悦夫	グランドワーク川口
	佐久間勝城	環境カウンセラー	佐久間勝城	環境カウンセラー
	清水 高德	公募	清水 高德	公募
	榛葉 毅	リサイクルプラザボランティアスタッフ	榛葉 毅	リサイクルプラザボランティアスタッフ
	杉本紀代美	元川口市総合計画審議会委員	杉本紀代美	元川口市総合計画審議会委員
	田中 信重	緑川を豊かな環境にする会	田中 信重	緑川を豊かな環境にする会
	西尾 研二	埼玉県生態系保護協会川口支部	西尾 研二	埼玉県生態系保護協会川口支部
	林 美恵子	川口市環境基本計画を考える会	林 美恵子	川口市環境基本計画を考える会
事業者	一色 武己	川口商工会議所	新井 保弘	川口商工会議所
	小坂 信博	イオン株式会社ジャスコ川口前川店	小坂 信博	イオン株式会社ジャスコ川口前川店
	小林 康男	有限会社小林鍍金工業	小林 康男	有限会社小林鍍金工業
	斉藤 賢二	カワミカ株式会社川口工場	斉藤 賢二	カワミカ株式会社川口工場
	高澤 敬之	NTT 東日本株式会社 埼玉南宮営業支店	高澤 敬之	NTT 東日本株式会社 埼玉南宮営業支店
	高嶋 英一	東京ガス株式会社埼玉支店	高嶋 英一	東京ガス株式会社埼玉支店
	坪田 邦夫	東京電力株式会社川口支社	坪田 邦夫	東京電力株式会社川口支社
	◎林 嘉市	矢島鋳工株式会社	◎林 嘉市	矢島鋳工株式会社
行政	池田 誠	政策審議室政策審議員	斎藤 均	政策審議室政策審議員
	鷺巣 敏行	かわぐち市民パートナーシップ所長	我妻 祐輔	かわぐち市民パートナーシップ所長
	渡辺 洋一	廃棄物対策課長	本多 明夫	廃棄物対策課長
	下村 勉	環境保全課長	下村 勉	環境保全課長
	木村 政弘	道路維持課長	木村 政弘	道路維持課長
	田中 光博	河川課長	田中 光博	河川課長
	遠藤 順	みどり課長	新田 光一	みどり課長
	黒須 一雄	下水道推進課長	黒須 一雄	下水道推進課長
	小林 稔	社会教育課長	小林 稔	社会教育課長
	村上 博俊	指導課長	柴田 宏之	指導課長
事務局	環境部長		環境部長	
	環境総務課長		環境総務課長	
	環境総務課計画係		環境総務課計画係	

第2次川口市環境基本計画策定経過

■平成21年度

月	市内検討組織		環境基本計画推進委員会					環境審議会
	環境推進調整委員会	同 幹事会	本委員会	第一部会	第二部会	第三部会	第四部会	
6			第1回 (6/25) 事業の進捗について					
7	第1回 (7/10) 事業の進捗、計画の策定について	第1回 (7/10) 事業の進捗、計画の策定について						
8								第2回 (8/17) 事業の進捗、計画の策定について
9								
10			第2回 (10/27) 計画の策定について					
11								
12				第1回 (12/27) 目標2～4について	第1回 (12/16) 目標5～6について	第1回 (12/18) 目標7について	第1回 (12/1) 第2回 (12/22) 目標1、8、9について	
1			第3回 (1/26) 部会の進捗について	第2回 (1/20) 目標2～4について	第2回 (1/14) 目標5～6について	第2回 (1/21) 目標7について	第3回 (1/15) 目標1、8、9について	
2				第3回 (2/23) 目標2～4について	第3回 (2/4) 第4回 (2/16) 目標5～6について	第3回 (2/9) 第4回 (2/18) 目標7について	第4回 (2/8) 第5回 (2/26) 目標1、8、9について	第3回 (2/24) 計画の策定について
3								

■平成 22 年度

月	庁内検討組織		環境基本計画推進委員会					環境審議会
	環境推進調整委員会	同 幹事会	本委員会	第一部会	第二部会	第三部会	第四部会	
4								
5								
6					第 5 回 (6/24) 目標 5 ～ 6 について	第 5 回 (6/29) 目標 7 1 について	第 6 回 (6/25) 目標 1、8、 9 について	

6/7 ～ 6/21 市民・事業者アンケート調査の実施

7	第 1 回 (7/22) 事業の進捗、 計画の策定 について	第 1 回 (7/20) 事業の進捗、 計画の策定 について		第 2 回 (10/27) 計画の策定 について				
8								第 1 回 (8/2) 事業の進捗、 計画の策定 について
9			第 1 回 (9/28) 計画の策定 について					
10		第 2 回 (10/27) 計画案につ いて						

庁内パブリックコメント (10/20 ～ 10/26)

11	第 2 回 (11/2) 計画案につ いて							諮問 (11/ 4) 第 2 回 (11/16) 仮称第 2 次 川口市環境基 本計画案につ いて
12								第 3 回 (12/21) 仮称第 2 次 川口市環境基 本計画案につ いて

市民向けパブリックコメント (12/6 ～ 1/7)

1								第 4 回 (1/17) 仮称第 2 次 川口市環境基 本計画案につ いて
2								第 5 回 (2/2) 仮称第 2 次 川口市環境基 本計画案につ いて 答申 (2/14)

■諮問

川環総発第22号
平成22年11月4日

川口市環境審議会
会長 入野純一様

川口市長 岡村 幸四郎

仮称 第2次川口市環境基本計画 案について（諮問）

川口市環境審議会条例（昭和46年条例第21号）第2条の規定に基づき、仮称 第2次川口市環境基本計画 案について、貴審議会に諮問します。

■答申

平成23年2月14日

川口市長
岡村幸四郎 様

川口市環境審議会
会長 入野純一

仮称第2次川口市環境基本計画案について（答申）

平成22年11月4日付け、川環総発第22号で諮問のありました、仮称第2次川口市環境基本計画案について、当審議会は、慎重なる審議を重ねた結果、おおむね妥当であると認め、別冊の「仮称第2次川口市環境基本計画案」および「審議による修正事項一覧」をもって、答申します。

なお、計画の推進に当たっては、本審議会の意見を十分尊重し、計画に示す将来の環境像「郷土として愛着のもてる緑豊かな環境共生都市」の実現に向け、着実な施策の推進を図るよう要望します。



審議会正副会長から市長へ答申書を手渡す

施策推進の指標一覧

個別 目標	指標名	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	目標値 (H34 年度)	指標の解説
1	地球環境にやさしい、 低炭素なまちにします				
	市の事務事業における 温室効果ガス削減量	H18 年度対比 ▲ 15.3%	※「川口市地球高 温化対策実行計画（事 務事業編）」で目標値を設 定します。	※「川口市地球高 温化対策実行計画（事 務事業編）」で目標値を設 定します。	市役所の事務事業から排出され るエネルギー起源と非エネル ギー起源の温室効果ガスが、ど れだけ削減されたかを表す数値。 「2050（平成 62）年までの長 期目標として、現状から 60～ 80%の削減を行う」（「低炭素社 会づくり行動計画」という国の 目標に即し、本計画の行動計画 「川口市地球高温暖化対策実行計画 （事務事業編）」で具体的な目標 値を設定し、さらなる温室効果 ガス削減に取り組みます。
	市域から排出される 温室効果ガスの削減量	現状値（H18 年度） H 2 年度対比 ▲ 14.7% （一人あたり削減率）	※「川口市地球高 温化対策実行計画（区 域施策編）」で目標値を設 定します。	※「川口市地球高 温化対策実行計画（区 域施策編）」で目標値を設 定します。	産業部門・民生部門・運輸部門 など市域から排出される温室効 果ガスが、どれだけ削減された かを表す数値。「2050（平成 62）年までの長期目標として、 現状から 60～80%の削減を行 う」（「低炭素社会づくり行動計 画」という国の目標に即し、本 計画の行動計画「川口市地球高 温暖化対策実行計画（区域施策編）」 で具体的な目標値を設定し、さ らなる温室効果ガス削減に取り 組みます。
2	空気のきれいな、 落ち着きのあるまちにします				
	大気環境基準達成率 （大気汚染常時監視*） ●達成率 （達成項目数／測定項目数）	80% （4/5）	100% （6/6）	100% （6/6）	常時監視対象の二酸化窒素*など の大気汚染物質 6 項目での環境 基準達成率。大気汚染物質によ る汚染の状況を客観的に示す基 準です。6 測定項目で環境基準 を達成することを目指します。
	騒音環境基準達成率 （自動車騒音の面的評価*） ●達成率 （達成住居数／測定住居数）	88.3%	100%	100%	国道 122 号線などの主要幹線道 路における自動車交通騒音の面 的評価の達成率。面的評価とは、 道路から 50 m 以内に存在する 個々の住居について環境基準の 適合状況を把握する方法。自動 車騒音の状況を客観的に示す数 値です。主要幹線道路に面する 全ての住居での環境基準を達成 することを目指します。

個別 目標		指標名	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	目標値 (H34 年度)	指標の解説
3	きれいな水の 流れるまちに します	公共用水域* (河川) 環境基準達成率(BOD 値*) ●達成率	100% (6/6)	100% (7/7)	100% (7/7)	芝川などの主要3河川7地点のBOD(75%値)の環境基準達成率。平成21年度については河川改修工事の影響により1地点欠測。公共用水域の水質の状況を客観的に示す数値です。主要3河川の7測定地点での環境基準を達成することを目指します。
		下水道処理人口普及率	82.1%	84.0%	順次整備	行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率。下水道の普及状況を客観的に示す数値です。「第4次川口市総合計画*」の目標値を基に、この目標値を設定しています。
		地下水環境基準達成率 ●達成率 (達成数/測定数)	100% (78/78)	100% (78/78)	100% (78/78)	地下水の水質汚染の状況を常時監視*している地点の環境基準の達成率。測定数(78)＝測定地点数(3地点)×測定項目数(26項目)。地下水の水質の状況を客観的に示す数値です。地下水質を把握するための概況調査で、すべての測定項目で環境基準を達成することを目指します。
4	有害化学物質による汚染のないまちに します	有害大気汚染物質* の環境基準達成率 ●達成率 (達成項目数/測定項目数)	100% (4/4)	100% (4/4)	100% (4/4)	市内の4地点において、環境基準の定められているベンゼン*などの有害大気汚染物質4項目の環境基準達成率。有害大気汚染物質による汚染の状況を客観的に示す数値です。4測定項目の環境基準を達成することを目指します。
		ダイオキシン類*環境基準 達成率(大気、河川水、河川底質、地下水、土壌) ●達成率 (達成数/種別)	100% (5/5)	100% (5/5)	100% (5/5)	大気、河川水、河川底質、地下水、土壌の5種別におけるダイオキシン類の環境基準達成率。ダイオキシン類による汚染の状況を客観的に示す数値です。環境中の大気、河川水、河川底質、地下水、土壌のダイオキシン類の環境基準を達成することを目指します。

個別 目標		指標名	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	目標値 (H34 年度)	指標の解説
5	人と自然が共生するまちにします	都市公園の面積 ●面積 ●1人あたりの公園面積	1,754,430㎡ 3.40㎡	1,912,000㎡ 3.79㎡	順次整備により拡大	市内の都市公園の面積および市民一人あたりの都市公園の面積。自然と調和するまちづくりのために市民の憩いの場である公園の整備の取り組みが必要です。近年の整備事業の進捗状況等を考慮し、この目標値の達成を目指します。
		保全緑地*等の指定数 ●保全緑地の箇所数、面積 ●保存樹木の本数 ●保存生け垣の箇所数、延長	23箇所 113,139.95㎡ 154本 29箇所 1,878m	28箇所 163,000㎡ 160本 32箇所 2,000m	指定・拡大 指定 指定・延長	保全緑地：「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき指定された緑地の箇所数および面積。 保存樹木：同条例に基づき指定された樹木の本数。 保存生け垣：同条例に基づき指定された生垣の箇所数および延長。 市内に残る貴重な緑を保全していくことが重要です。近年の指定状況を考慮し、この目標値の達成を目指します。
6	歴史や文化の息づく、美しく魅力のあるまちにします	国・県・市指定文化財や登録文化財等の指定数	79件	88件	95件	指定文化財等の指定の数。文化財を指定することが文化財愛護精神の高揚、保護・活用に重要です。近年の指定状況を考慮し、この目標値の達成を目指します。

個別 目標		指標名	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	目標値 (H34 年度)	指標の解説
7	ごみの発生・排出抑制、再使用、再生利用をすすめます	発生源減量率	目標値 (H21 年度) ▲ 6.3% 目標発生量 198,646 t (発生予測量 212,002 t) 現状値 (H21 年度) 182,466t	▲ 11.6% 目標発生量 190,491 t (発生予測量 215,487t)	※「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」改訂時に検討します。	毎年度の予想排出量を基準に、実発生量をどの程度まで削減するかを示した数値。「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」で設定している計画指標です。計画設定時までの成果と国および埼玉県の減量目標を参考に、この目標値の達成を目指します。
		1 人 1 日あたりのごみ排出量の減量率	目標値 (H21 年度) H 1 7 年度対比 ▲ 5.6% 973 g／人・日 現状値 (H21 年度) H 1 7 年度対比 ▲ 13.8% 889 g／人・日	H 1 7 年度対比 ▲ 10.9% 919 g／人・日	※「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」改訂時に検討します。	平成 1 7 年度の 1 人 1 日あたりのごみ排出量を基準に、毎年度の同排出量がどの程度まで減量されたかを示した数値。「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」で設定している計画指標です。計画設定時までの成果と国および埼玉県の減量目標を参考に、この目標値の達成を目指します。
		リサイクル*率	24.20%	34.10%	※「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」改訂時に検討します。	毎年度のごみ発生量から資源化された割合を示す数値。「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」で設定している計画指標です。計画設定時までの成果と国および埼玉県の減量目標を参考に、この目標値の達成を目指します。
		最終処分量および減量率	目標値 (H21 年度) H17 年度対比 ▲ 2.1% 7,401 t 現状値 (H21 年度) H17 年度対比 ▲ 6.8% 7,047 t	H17 年度対比 ▲ 4.1% 7,250 t	※「川口市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」改訂時に検討します。	平成 1 7 年度の最終処分量を基準に、毎年度の最終処分量がどの程度まで減量されたかを示した数値。「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」で設定している計画指標です。計画設定時までの成果と国および埼玉県の減量目標を参考に、この目標値の達成を目指します。
8	協働して環境共生都市をつくります	エコライフ DAY の参加者数	72,169 人	85,000 人	100,000 人	年に 1 日、環境家計簿を使い地球高温化* 防止に取り組む「エコライフ DAY」の参加者の数。地球高温化問題に関心を持ってもらい、環境のことを考えた生活をおくるきっかけづくりとなる事業です。環境に関心を持つ市民を増やしていくことを目指します。

個別 目標	指標名	現状値 (H21 年度)	目標値 (H27 年度)	目標値 (H34 年度)	指標の解説
9	主体的に環境学習をすすめます				
	「キッズISO14000 プログラム」の国際認定者数(累計)	435 人	850 人	1,350 人	子どもの環境教育支援システムである「キッズISO14000 プログラム」の国際認定を受けた児童の数。家庭生活の中で、省エネやごみの減量化などの問題を考え、実践できた成果を示す数値です。将来、環境問題に積極的に取り組む人材を増やしていくことを目指します。
	環境出前講座「エコ・スクールン」の実施数	27 回／年	30 回／年	40 回／年	環境に関する豊かな経験や知識を有する市民・事業者を「エコ・スクールン」講師として小学校などに派遣し、環境出前講座を開催した回数。環境教育・環境学習の支援・充実を図る取り組みの成果を示す数値です。地域に根ざした環境学習を促進します。
	環境大学、環境講座、環境講演会等の参加者数（累計）	1,371 人	4,700 人	8,200 人	本市が開催する講座等の参加者の累計数。環境問題・環境保全に関する啓発や知識の普及を目指した取り組みです。より多くの市民に参加してもらい、環境問題についての知識を身につけてもらうことを目指します。

環境基準等

環境基準は、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい」基準として定められています。

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
二酸化硫黄（SO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	昭和48年5月8日 環告25
一酸化炭素（CO）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
光化学オキシダント（O _x ）	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素（NO ₂ ）	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	昭和53年7月11日 環告38

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環告4
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月20日 環告30

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

3 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
大気	0.6pg-TEQ / m ³ 以下	平成 11 年 12 月 27 日 環告 68
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ / l 以下	
水底の底質	150pg-TEQ / g 以下	平成 14 年 7 月 22 日 環告 46
土壌	1,000pg-TEQ / g 以下	平成 11 年 12 月 27 日 環告 68

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8－四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ / g 以上の場合簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ / g 以上の場合は、必要な調査を実施することとする。

4 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示年月日
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。	平成 21 年 9 月 9 日 環告 33

備考

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

5 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg / l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下
1,2- ジクロロエタン	0.004mg / l 以下
1,1- ジクロロエチレン	0.1mg / l 以下
シス -1,2- ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下
1,1,1- トリクロロエタン	1 mg / l 以下
1,1,2- トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
1,3- ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
チウラム	0.006mg / l 以下
シマジン	0.003mg / l 以下
チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ベンゼン	0.01mg / l 以下
セレン	0.01mg / l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
ふっ素	0.8mg / l 以下
ほう素	1mg / l 以下
1, 4 -ジオキサン	0.05mg / l 以下

環告 59 (昭和 46 年 12 月 28 日)

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.01mg / l 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg / l 以下
六価クロム	0.05mg / l 以下
砒素	0.01mg / l 以下
総水銀	0.0005mg / l 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg / l 以下
四塩化炭素	0.002mg / l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg / l 以下
1,2- ジクロロエタン	0.004mg / l 以下
1,1- ジクロロエチレン	0.1mg / l 以下
シス -1,2- ジクロロエチレン	0.04mg / l 以下
1,1,1- トリクロロエタン	1 mg / l 以下
1,1,2- トリクロロエタン	0.006mg / l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg / l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg / l 以下
1,3- ジクロロプロペン	0.002mg / l 以下
チウラム	0.006mg / l 以下
シマジン	0.003mg / l 以下
チオベンカルブ	0.02mg / l 以下
ベンゼン	0.01mg / l 以下
セレン	0.01mg / l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下
ふっ素	0.8mg / l 以下
ほう素	1mg / l 以下
1, 4 -ジオキサン	0.05mg / l 以下

環告 10 (平成 9 年 3 月 13 日)

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素およびほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 5 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(3) 生活環境の保全に関する環境基準

河川（湖沼を除く）

ア

項目類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A A	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/l以上	—
該当水域	全公共用水域のうち累計指定する水域					

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下
該当水域	水域累計ごとに指定する水域	

備考

1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

6 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1 l につき 0.05mg 以下であること
砒（ひ）素	検液 1 l につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること
総水銀	検液 1 l につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること
ジクロロメタン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること
1,2 -ジクロロエタン	検液 1 l につき 0.004mg 以下であること
1,1 -ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること
シス-1,2 -ジクロロエチレン	検液 1 l につき 0.04mg 以下であること
1,1,1 -トリクロロエタン	検液 1 l につき 1 mg 以下であること

項目	環境上の条件
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1 l につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 l につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1 l につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1 l につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1 l につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1 l につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1 l につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1 l につき 1 mg 以下であること

環告 46 (平成 3 年 8 月 23 日)

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素^ひ、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

7 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域の環境基準（道路に面する以外の地域）

地域の類型	時間の区分	
	昼間（6：00～22：00）	夜間（22：00～6：00）
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

環告 64（平成 10 年 9 月 30 日）

備考

- 1 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

環告 64（平成 10 年 9 月 30 日）

備考

- 1 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準（特例）

区分	昼間	夜間
屋外	70 デシベル以下	65 デシベル以下
窓を閉めた屋内	45 デシベル以下	40 デシベル以下

環告 64（平成 10 年 9 月 30 日）

備考

- 1 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市町村並びに自動車専用道をいう。
- 2 近接する空間とは、道路端からの距離が 2 車線以下では 15 m、3 車線以上では 20 m の区間をいう。
- 3 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

8 自動車交通騒音の要請限度

(1) 道路に面する区域の要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 (6 : 00 ~ 22 : 00)	夜間 (22 : 00 ~ 6 : 00)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	65 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する地域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る要請限度（特例）

昼間	夜間
75 デシベル	70 デシベル

(3) 区域の類型

区域の類型	該当地域
a 区域	(1) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域 (2) 安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域の部分に限る） 狭山近郊緑地保全区域平林寺近郊緑地保全区域
b 区域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域（a 区域の項（2）を除く）
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考

- 1 用途地域については都市計画法による。
- 2 a 区域 専ら住居の用に供される区域。
- 3 b 区域 主として住居の用に供される区域。
- 4 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

用語解説

(あ行)

ISO14001

国際標準化機構（ISO）が発行している「組織が環境に配慮した諸活動を行っているか」を判定する国際規格。各組織が「環境保全及び汚染の予防に関する方針・目標を定め、これを実行・記録し、その状況を点検して、方針等を見直す」という一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。

アイドリングストップ

自動車の駐停車時に、不必要なエンジンの使用を停止すること。大気汚染や騒音の防止のほか、地球高温化の原因となる二酸化炭素の排出も抑制することができる。

赤山城跡

江戸時代初頭、関東郡代伊奈半十郎忠治が築いた陣屋の跡。現在は堀と土塁を一部残すのみだが、県の旧跡に指定されている。

悪臭

多くの人に不快感を与え、生活環境を損ねるおそれのある「におい」をいう。「におい」は、人の五感（視覚・聴覚・触覚・味覚・嗅覚）のうち、嗅覚を刺激する化学物質で、約 40 万種類あるといわれている。

アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物で、石綿とも言われる。主成分は、ケイ酸マグネシウム塩で、蛇紋石石綿と角閃石石綿に大別される。アスベストは耐熱・耐磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていたが、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機構）ではアスベストを発がん物質と断定した。日本でも、「大気汚染防止法」により 1989（平成元）年に「特定粉じん」に指定され、発生施設や吹付け石綿の除去等の作業が規制されている。また、1992（平成 4）年発効のバーゼル条約では有害廃棄物に指定され、各国間の越境移動が禁止されている。

一酸化炭素

石炭、石油、ガソリンなど炭素を含む燃料が不完全燃焼した時に発生する無色、無臭の空気より少し軽い有毒ガス。体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱め、中枢神経を麻痺させたり、貧血を起したりすることがある。

一般環境大気測定局

市内の大気汚染の状況を調べるために設置している測定局のこと。測定局のうち、一般生活環境を測定するものを一般環境測定局といい、主要道路の自動車の排出ガスの影響を調べるため、道路周辺の環境を測定するものを自動車排出ガス測定局という。

エコドライブ

地球高温化の要因の一つである二酸化炭素（CO₂）や、大気汚染の原因の一つである自動車の排出ガスを減らすため、環境に配慮して自動車を運転すること。

エコマーク商品

環境への負荷が少ない、あるいは、環境の改善に役立つ環境にやさしい製品に対して（財）日本環境協会が審査し、認定した商品のみつけられるマークのこと。エコマークは、国際標準化機構（ISO）の 14024 で定められたタイプ I 環境ラベルで、1990（平成 2）年 2 月に始まった。

NPO/NGO

NPO（Non Profit Organization）は、非営利と同時に、非政府であること、自主的・自発的な活動を行う「民間非営利団体」「民間公益組織」を意味する。日本では、市民団体、ボランティア活動推進団体、公益法人の一部が該当する。NGO（Non-Governmental Organization）は、国連と政府以外の民間団体との協力関係について定めた国連憲章第 71 条の中で使われる用語で、国際協力に携わる「非政府組織」「民間団体」を意味する。開発、人権、環境、平和など地球規模の問題に国境を越えて取り組んでいる。

LCA（ライフサイクルアセスメント）

ある製品について、原料の調達から製造・使用・廃棄にいたるまでの全てのプロセスで発生する環境への負荷を総合的に評価する方法。

温室効果ガス

太陽エネルギーで加熱された地表面が発する赤外線を吸収・再放出し、地球の平均気温を一定に保つ作用（温室効果）がある気体の総称。大気中の温室効果ガスの濃度の増加に伴って気温も上昇しているため、地球高温化の主な原因であるとされる。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など。

（か行）

カーシェアリング

1台の自動車を、あらかじめ登録した複数の会員が共同で利用するシステムのこと。レンタカーに比べて短時間での利用が可能で、あまり車に乗らない利用者には割安なサービスとなる。使用の度に予約手続きが必要な上、利用時間に応じて課金されるためコスト意識が働き、徒歩・自転車で移動できる距離なら車を利用しなくなるなど、走行距離の削減につながるとされる。

花き

観賞用に栽培する植物。観賞する部分により、花物、葉物、実物（みもの）などに分かれる。

通い箱

商品を入れて取引先・得意先へ運ぶために繰り返し使用する箱。

川口市一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理を図るための基本方針として、ごみの処理や生活排水（し尿および浄化槽汚泥）の処理を進めるために必要な基本的事項を定めるもの。10年から15年の長期計画として、概ね5年毎に改訂し、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には随時見直しをすることが適当とされる。

川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例

びん、かん等の飲料容器やたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずなどの散乱の防止について、市、事業者および市民等の責務を明らかにし、清潔できれいな街をつくり、快適な都市環境を作ることを目的とする条例。また、条例に規定していないものであっても、物をみだりに捨てた場合や、悪質な投棄行為を行った場合は、犯罪として法律（軽犯罪法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）により処罰されることがある。2000（平成12）年4月施行。

条例抜粋：

第7条 何人も、飲料容器などをみだりに捨ててはならない。

第25条 第7条の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

川口市屋外広告物条例

貼り紙や立て看板などの屋外広告物に関する条例。まちや自然の美しい景観を維持するため、また落下や倒壊などの災害を防ぐために必要な規制が定められている。2007（平成19）年3月20日施行。

川口市環境学習指針

本市における環境学習活動の基本的な方向性を示した指針。環境学習とは、家庭（個人）、地域、学校、事業者、民間団体、市などそれぞれの立場や役割に応じ主体的に環境について学び、自ら環境に配慮した行動を実践することである。2009（平成21）年3月策定。

川口市環境基本条例

川口市で生活する人々がいつまでも健康で文化的な生活を送れるよう、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に協力し、今ある環境を守り育てていくことを目的として、1999（平成11）年4月に施行された条例。この条例の中で、施策を計画的・総合的に推進するための環境基本計画を策定することが定められている。

川口市環境物品等の調達の推進に関する方針

本市役所において環境に配慮した物品を優先的に購入することで、環境物品の市場の形成・開発を促進することなどを目的として定められた。国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条の規定に基づき定められた。2002（平成14）年8月7日市長決裁。

川口市技術・技能者顕彰制度

本市の産業の第一線を担う、優れた技術・技能者を顕彰することにより、その社会的地位の向上を図るとともに、技術・技能者の継承および人材の確保・育成を目的として、1995（平成7）年度から実施している表彰制度のこと。

川口市技能振興推進モデル事業所

本市の技能振興推進モデル事業所として認定された、鋳物・機械・木型などの工業、建設業、植木造園業、食品加工製造業などさまざまな製造業の分野で、技能の維持・発展に積極的に取り組み、他の模範となる事業所のことをいう。

川口市自治基本条例

市民として幸せに暮らせる地域社会の実現をめざして、市民の役割と権利、市の役割と責務、および市政の運営に関する基本的な事項、を定めた条例。50人の策定委員を中心に、多くの市民参加によって制定され、2009年（平成21年）年4月1日に施行した。

川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）

低炭素社会の実現に向け、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制を図るために、市民・事業者・市の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする計画。

川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）

地域の一事業者、一消費者の立場から、市役所が率先して事務事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に取り組む行動を推進することを目的とする計画。

川口市都市計画基本方針

1992（平成4）年の都市計画法改正により創設された、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、本市の都市づくりの望ましい方向性について広く市民の意見を聴取し、1997（平成9）年5月に策定・公表し、2001（平成13）年5月に改正を行った。この基本方針は市民の意見を反映しながら都市づくりのビジョンを明らかにし、それを基本として総合的な都市行政を進めるためのものであり、今後、本市の都市づくり行政はこの基本方針に即し運用される。

川口市まち美化促進プログラム

公共の空間を「養子」に見立てて、「里親」のような心でその空間の散乱ごみの清掃などの美化活動を自主的に行うボランティア（美化活動者）を市が募集し、両者の間で活動について合意を結んだ上、その合意に基づき美化活動者は美化活動を実施し、市がその活動の支援を行う。

川口市緑の基本計画

「人と自然と産業が調和する水と緑のまちづくり」を基本理念として、現在ある貴重な水と緑を大切に保全・活用し、更に創出することによって、人と自然と産業が調和する水と緑豊かな、市民に愛されるまちづくりを進めるための計画。社会背景や法体系の変化、市内の緑の変化と現状等を踏まえ、2008（平成 20）年度に「川口市緑の基本計画（改訂版）」を策定。

川口市緑のまちづくり推進条例

2000（平成 12）年 4 月に施行した条例で、人々に潤いと安らぎをもたらす緑が、市民共有のかけがえのない財産であることを認識し、市長、市民および事業者がそれぞれの役割を担い、相互に連携して緑の保全と創出を図ることにより、美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例

レジ袋の使用量の大幅な削減のために必要な事項を定め、地球高温化防止やごみ減量対策、さらには環境に優しいライフスタイルへの転換を目的として、2010（平成 22）年 6 月 1 日に施行した条例。レジ袋無料配布中止の取り組みを踏まえ、事業者・市民団体・市の協議の結果、2008（平成 20）年に締結された「レジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定」の実効性を高めるためには条例化が望ましいとの結論に至り制定。

川口市路上喫煙の防止等に関する条例

道路、公園その他の公共の場所における喫煙マナーおよび環境美化意識の向上を図り、安全で快適な歩行空間および清潔な地域環境を確保することを目的とする条例。2005（平成 17）年 5 月に施行。

環境会計

環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進することを目的に、省エネルギーや廃棄物処理など環境保全対策にかかる費用と、対策の実施による資源などの節減効果を金額等で示すことをいう。日本では、環境省が環境会計への企業の取り組みを支援するために、2000（平成 12）年に環境会計のガイドラインを公表し、2002（平成 14）年、2005（平成 17）年に改訂を行っている。

環境家計簿

日常生活が環境に与える負荷を把握するために、電気、ガス、水道の使用量等を CO2 排出量に換算し記録する家計簿のことをいう。省エネ・節水で地球高温化などに貢献できるとともに、家計の節約にもつながる。

環境基準

「環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法」により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律。1993（平成 5）年施行。

環境共生都市

「環境負荷の軽減」、「環境との調和」および「自然環境の活用」を基本方針として、人間の利便性・快適性との調和を目指す都市づくりのことをいう。

環境への負荷

人の活動により発生し、環境を保全する上で支障となるものをいう。

環境マネジメントシステム

廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいう。

キッズISO14000 プログラム

国際環境規格 ISO14001 をモデルに「子ども一人ひとりが家族とともに家庭を中心とした日常生活における環境マネジメントシステムの運用を自主的に実施する」ことで、子どもを通じて地域社会に環境に配慮したライフスタイルへの転換を促すもの。プログラムには入門編・初級編・中級編・上級編がある。

揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compounds の略。常温常圧で空気中に揮発しやすい物質の総称で、主に工場で溶剤として使用される。地下に浸透して土壌・地下水を汚染する一方、大気中での光化学反応によるオキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられている。

旧田中家住宅

県下有数の本格的洋風住宅。1923（大正 12）年に竣工した木造煉瓦造三階建の洋館と、1934（昭和 9）年に増築された和館の他、文庫蔵（ぶんこくら）、茶室、池泉回遊式庭園、煉瓦塀により構成されている。2006（平成 18）年 3 月 27 日に国登録有形文化財建造物に登録された。

九都県市

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市のこと。首都圏で共通する環境問題などに、協力して取り組んでいる。

京都議定書

1997（平成 9）年 12 月京都で開催された第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進国全体で、2008～12（平成 20～24）年の約束期間において、1990（平成 2）年比 5.2%の温室効果ガスの削減義務が示されており、日本は 6%と定められている。

クリーン推進員

ごみ減量やリサイクルを推進する、地域のリーダーのことで、市が委嘱している。本市の施策への協力や、地域での環境美化活動を率先して行う。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

グリーンコンシューマー

直訳すると「緑の消費者」。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をする時に、できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者のことをいう。

グリーン配送

商品やサービスを配送する際、環境に負荷の少ない低公害車を使用すること。

グローバル化

社会的・経済的なつながりが地球規模に拡大し、国家や地域などの境界を越えてさまざまな変化を引き起こす現象。

光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を受けて複雑な光化学反応を起こし発生するオゾンなどの酸化性物質（オキシダント）の総称であり、光化学スモッグの主な原因物質。

公共用水域

「水質汚濁防止法」で定義されている用語。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域およびこれに接続する溝渠（こうきょ）、灌漑（かんがい）、用水路その他公共の用に供される水路をいう。なお、「下水道法」に規定する公共下水道および流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除外される。

合流式管渠^{かんきょ}

汚水と雨水を同一の管渠で排除する下水道のこと。また、別々の管渠で排除する方式を分流式下水道という。

ごみステーション

家庭から排出されたごみを収集までの間、一時的に置いておくごみの集積所のこと。

(さ行)

再生可能エネルギー

自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギー、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーがある。

再生資源利用製品

ごみとなったものを再び資源として利用し、製造された製品。

ジクロロメタン

塩素を含む有機化合物で、不燃性でものをよく溶かす性質があるため、金属部品などの加工段階で用いた油の除去に使われるほか、塗装剥離材などとして使用されている物質。人体に現れる症状として、吐き気、だるさ、めまい、しびれなどが報告されている。

自然エネルギー

太陽光、水力、風力、地熱などの自然の活動により生み出されるエネルギーのこと。化石燃料に比べ環境に与える負荷が少ない。

持続的発展が可能な社会

社会経済活動やその他の活動による環境への負荷をできる限り低減し、環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることをいう。

私道共同排水設備整備補助金制度

私道に共同で下水道管を布設する場合や、既存の下水道管の布設替えをする場合に、利用者の負担となる工事費の一部を市が補助する制度。

自動車 NO_x・PM 法（自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削除等に関する特別措置法）

ディーゼル自動車からの窒素酸化物（NO_x）を抑制することを目的に、1992（平成 4）年に関東および関西圏の市区町村を対象に制定された「自動車 NO_x 法」が、多くの地域で二酸化窒素の環境基準をクリアしていないことや粒子状物質（PM）が健康に悪影響を及ぼしているという問題（名古屋南部大気汚染公害訴訟）などを受けて、2001（平成 13）年 6 月に、新たに粒子状物質の抑制も含め「自動車 NO_x・PM 法」が制定され、対象地域に中部圏が追加された。

自動車排出ガス測定局

前記「一般環境大気測定局」を参照。

集団資源回収

市内の町会や PTA 等の団体が自主的に行う資源回収活動のこと。対象品目は古紙類（新聞紙、雑誌類、段ボール）・繊維類であり、回収品目、回収日は各団体により異なる。

樹林地

樹木がまとまって生えている場所をいう。都市部における樹林地は、多くの動植物にとって貴重な生息空間となっている。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、製品の再生利用や再資源化を進めて新たに自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

旬産旬消

「地産地消」を参照。

しゅんせつ 浚 渫

河川・水路の底に溜まっている土砂を除去する作業のことをいう。

ジョイセフ（JOICFP 家族計画国際協力財団）

開発途上国での人口・家族計画・母子保健分野の国際協力の推進を通して、地域の人々の生活を改善し福祉の向上に寄与するために、1968（昭和 43）年に設立された NGO。外務省・厚生労働省の認可法人で、特定公益増進法人の資格を持ち、当分野の専門機関として外務省、国際協力事業団（JICA）とも密接な協力体制をとっている。人口・家族計画・母子保健分野の草の根のプロジェクト実施を通して、開発途上国における女性の地位と能力の向上やリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）を推進しており、設立以来、多くの国でプロジェクトを行っている。

浄化槽

汚水を処理し、放流する設備のひとつで、生活排水（し尿、台所や風呂、洗濯などからの排水）を処理する合併処理浄化槽、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がある。浄化槽法では、合併処理浄化槽のみ浄化槽と定めており、現在では、単独処理浄化槽の設置は原則できない。

常時監視

環境の実態、経年変化等を把握し、対策の効果を確認するための測定を常時監視という。現在、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法において義務付けられている。

親水性

「水となじみやすい性質」という化学的な意味から派生し、地域の水辺環境を有効に利用・活用し、水とふれあい親しむことを意味する。

水質汚濁物質

事業活動やその他の人の活動に伴って発生し、河川、湖沼、海域などの水域の水質を悪化させ、人の健康や生活環境に係る被害を及ぼす物質のことをいう。

水洗便所改造資金貸付制度

浄化槽式水洗便所や汲み取り式便所を水洗式にして下水道に切り替える場合に必要な資金を市民に貸し付ける制度。

生産緑地

市街化区域内において、公害の防止または災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために、「生産緑地法」により指定された農地等をいう。

生物多様性

地球上に生息している生物が多種多様であること。「生物多様性条約」では、種、遺伝子、生態系の3つのレベルで多様性を捉え、それぞれ保全が必要であるとしている。日本では、同条約に基づき「生物多様性国家戦略 2010」が策定され、総合的な取り組みが推進されている。

せんていし 剪定枝

果樹の生育や、庭木の形を整えたりするために切り取った枝のこと。

(た行)

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生する。発がん性や催奇性が確認されているが、日本における日常生活で摂取する量は、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。

第三次産業

経済発展の視点で産業構造をみるときの3部門概念の一部で、第一次が生産・採取、第二次が製造・加工、第三次が一切のサービス業（運輸・通信業、商業、金融業、公務、家事サービスなど）を指す。

太陽光発電

太陽電池などを使って太陽のエネルギーから電気を得るシステムのこと。

太陽熱利用

太陽熱を集めて熱エネルギーとして利用するもので、給湯・冷暖房などに利用される。

第4次川口市総合計画

総合計画とはおよそ10年を期間とし、福祉や教育・環境問題など、あらゆる行政分野を網羅して「まちづくり」の基本方針を定める、市の最上位の計画。第4次川口市総合計画は、2010～22（平成22～34）年の川口市の姿（将来都市像）を「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」と定め、総合的で計画的な都市づくりの指針として策定した計画である。

地球環境問題

地球的な規模で影響を及ぼす環境問題のこと。一般には、地球の高温化、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、開発途上国の公害、酸性雨、砂漠化、生物多様性の減少、海洋汚染、および有害廃棄物の越境移動の9つの問題が主に認識されている。

地球高温化

危機意識が低い印象のする「地球温暖化」に代わる呼び名で、川口市において、2009（平成21）年4月から使用している。地球高温化（地球温暖化）とは、大気中の温室効果ガスの増加に伴い地球の平均気温が上がることをいう。海面水位の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響など、甚大な被害が及ぶことが指摘されている。

地球市民

地球高温化などの地球規模での対策が必要な課題の解決に向けて、日々の生活の中で何ができるのかを考え、自分にできる身近な行動を実践する人のことをいう。

地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。地産地消の派生語である「旬産旬消」は、その季節に収穫される地元の農産物を、旬の時期に消費する取り組みのことである。

低公害車

環境へ与える負荷の少ない自動車のことであり、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車などをいう。通称、エコカー。

低騒音舗装

通常のアスファルト舗装またはコンクリート舗装に比べ、減騒音効果のある舗装をいい、吸音性能と排水性能を兼ね備えたポーラス（多孔質）なアスファルト舗装などがある。

低炭素社会

化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同じレベルとしていくことで、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいう。

適正処理

廃棄物を適正に処理すること。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた廃棄物処理の方法などを守って、廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように、衛生的に処分、再生すること。

テトラクロロエチレン

主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤であるが、今日では、代替フロンの原料としての用途が多い物質である。慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されている。

都市生活型公害

都市化の進展や生活様式の変化により、主に私たちの日常生活に伴って発生する生活環境の悪化のことであり、自動車からの排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、近隣騒音、ごみ問題等がある。

土壌汚染

化学物質や重金属が自然の浄化能力を超えて過剰に土壌へ入り、土壌や地下水を汚染することをいう。人間や動物の健康を害したり、植物を枯らすなど、環境へ悪影響を及ぼす。

トリクロロエチレン

主に機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使用されてきた有機塩素系溶剤であるが、今日では、代替フロン原料としての用途が多い物質。慢性毒性としては、肝臓や腎臓への障害があり、低濃度では頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されている。

(な行)

二酸化硫黄

石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃焼することにより発生する。せきや呼吸困難、気管支炎等、呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の要因の一つになっており、環境基準が定められている。

二酸化炭素（排出量）

炭素を含んだ物質が燃えることにより発生する気体をいう。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、二酸化炭素の発生量が増加している。二酸化炭素は、地球高温化の主因とされている温室効果ガスであることから、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。

二酸化窒素

窒素酸化物の一つで、主な発生源としては自動車や工場からの排出ガスがあり、大気汚染物質として呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなっており、環境基準が定められている。

ノーカーデー

自動車の使用を抑制することで、地球高温化の要因である温室効果ガスの排出を削減する日のこと。川口市役所では毎週水曜日をノーカーデーとして定め、公用車の原則使用禁止に取り組んでいる。

野焼き（野外焼却）

適正な焼却設備を用いずに廃棄物等を焼却することをいう。野焼きは悪臭*や黒煙などを発生するだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなるため、廃棄物の処理および清掃に関する法律および埼玉県生活環境保全条例により規制されている。

(は行)

パートナーシップ

市民、事業者、行政といった利害関係の異なる主体が、環境保全やまちづくりなどの課題に対し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、共通の目標、理念を持って、その実現に向けた取り組みを行うとき、相互に協力・連携していく協調的な関係のことをいう。

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、カドミウム・鉛等で、人の健康または生活環境に係る被害を生じさせる恐れのある物質をいう。

バイオマス

再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電するほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されている。

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁を除去すること。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

ヒートアイランド

自然の気候とは異なる都市独特の局地的気候のことであり、都市化の進展によるコンクリート・アスファルトの増加や緑地の減少、エネルギー消費の増大などによって、都市域の気温が周辺地域と比べて上昇する現象をいう。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す。開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指すことが多い。

PRTR 制度（特定化学物質排出移動登録制度）

人の健康や生態系に被害を及ぼす恐れがある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれての移動量を事業者が自ら把握して行政庁へ報告し、行政庁は事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質（PM）、浮遊粉じん、エアロゾルなどのうち粒径が $10\ \mu\text{m}$ （マイクロメートル： $\mu\text{m} = 100$ 万分の 1m ）以下のものをいう。SPM は微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に悪影響を及ぼす。SPM には、発生源から直接大気中に放出される一次粒子と、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状物質が大気中で粒子状物質に変化する二次生成粒子がある。一次粒子の発生源には、工場等から排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガスに含まれる粒子状物質等の人為的発生源と、土壌の巻き上げ等の自然発生源がある。

フロン

炭化水素にフッ素と塩素が結びついた化合物の総称であり、一般に、無色無臭で低沸点の化学的に安定した液体。冷蔵庫などの冷媒、エアロゾル噴霧剤・消火剤、フッ素樹脂の原料に用いられる。大気中に放出されると紫外線で光分解して塩素ガスを発生し、成層圏でオゾン層を破壊すると指摘され、モントリオール議定書により、現在では製造が禁止されている。

粉じん

鉱物や岩石の破碎、選別等の機械的処理等により発生・飛散する物質。

ベンゼン

常温で無色の液体で、揮発性や引火性が高く、また、発がん性があるので、取り扱いに注意が必要な物質である。毒性としては、人に白血病を引き起こすことに関して十分な証拠があると考えられており、慢性毒性としては、高濃度において造血器に障害を引き起こすことが報告されている。

保全緑地

「川口市緑のまちづくり推進条例」に基づき、一定の要件に該当する樹林地等のうち、川口市緑化対策委員会の意見を聴き、市が指定したものをいう。

(ま行)

ミニバス

一般路線に比べ、小型化されたバス。より狭い道路も走行でき、コスト面に優れる。

面的評価

道路交通騒音の評価方法。幹線道路に面する地域において、評価道路から 50m の範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し、評価を行う。

(や行)

屋敷林

かつての旧街道沿いの集落の家々や農家の敷地内に存在している林のことをいう。主に、シラカシ、アラカシ、タブノキ等の常緑樹などを屋敷の周りに植えて、冬の防風、防火を図り、ケヤキやムクノキ、エノキなどの落葉樹は夏の日よけに役立つ。

有害大気汚染物質

「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」として、大気汚染防止法で指定されている 234 物質をいう。また、その内 22 物質が優先取り組み物質とされ、ベンゼン等 4 物質について環境基準が設定されている。

有害物質

人の健康に被害を与えるおそれがある物質で、急性毒性を現すものや、生体内に蓄積され慢性毒性を現すものなどがある。「大気汚染防止法」では、カドミウム、塩素、フッ素、鉛などをいい、「水質汚濁防止法」では、カドミウム、シアン化合物、有機リン化合物、鉛、ヒ素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、ベンゼン等 24 項目をいう。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、可能な限りすべての人が利用しやすい製品や環境などのデザインを目指す概念。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的として、1995（平成7）年に制定された。

（5行）

ライフスタイル

人間が日常の生活や行動を行うときの様式（生活様式）のことであり、ここでは主に資源やエネルギーの消費、ごみの廃棄などに関するものをいう。近年の環境問題は、日常生活におけるガスや電気、石油や木材などの資源・エネルギーの大量消費やごみの大量廃棄による部分、すなわちライフスタイルのあり方による部分が大きくなってきている。環境の保全のためには、日常生活において、より一層の省資源・省エネルギーを進めるなど、ライフスタイルを環境に配慮したものへと見直すことが重要であるといわれている。

リサイクル

ごみとなったものを原材料等に再資源化すること。原材料まで戻した物を再び製品にするマテリアルリサイクルと、燃やして発生した熱をエネルギーとして回収し、発電やプールなどの温水等に利用するサーマルリサイクルの2つに区分される。再生利用ともいう。

リサイクルシステム

生活環境の汚染防止、省資源、ごみ処理量の削減を目的として、ペットボトルや空きびん、空きかん、使用済みファイルなどをごみとして出さず、再生・再利用するための一連の工程を指す。自治体や企業がシステム開発を進めている。

リターナブル容器

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びん等、繰り返し使用できる容器のこと。

リデュース

発生抑制。ごみ自体を作らない、そして出さないことをいう。

リユース

再利用。一度使い終わったものを、洗ったり修理したりすることによって何度も繰り返し使うことをいう。

路上喫煙

道路、公園その他の公共の場所において喫煙すること。

第2次川口市環境基本計画

平成23年3月

■発行者 川口市

■編集 川口市環境部環境総務課

〒332-0001

埼玉県川口市朝日4-21-33

TEL 048-228-5376

FAX 048-228-5322

HP アドレス <http://www.city.kawaguchi.lg.jp>

E-mail 090.01000@city.kawaguchi.lg.jp



再生紙を使用しています



きらり川口 ゆめわ〜く